



判決文における「条理」の意味 : 法認識の客観性に関する一試論

本多, 康作

(Citation)

神戸法学年報, 23:67-143

(Issue Date)

2007

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81004442>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004442>



判決文における「条理」の意味

— 法認識の客観性に関する一試論 —

本 多 康 作

判決文における「条理」の意味

－法認識の客観性に関する一試論－¹

本 多 康 作

目次

はじめに

第1章 分析・分類方針とその結果

1.1 用語法による分析とその結果

1.1.1 多数グループ

1.1.2 中間グループ

1.1.3 少数グループ

1.1.4 並列グループ

1.2 判決内容による分類とその結果

第2章 多数グループの分析・分類結果に対する更なる分析

2.1 多数グループを点検することにより見えてくること

2.1.1 「に」系と判決内容の分類との関係

2.1.1.1 最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決－マレーシア航空事件判決－

2.1.1.2 「に」系の下位分類と判決内容の分類との関係

2.1.2 「上」系と判決内容の分類との関係

2.1.2.1 東京地裁平成9年5月26日判決－ニフティサーバ事件判決－

2.1.2.2 「上」系の下位分類と判決内容の分類との関係

2.1.3 2つの可能性と暫定的解答

1 本稿は、拙稿「法認識の客観性－戦後法解釈論争と法認識－」神戸法学雑誌57巻2号(2007)、で扱った条理法のみを取りあげて研究しようとするモノグラフである。従って、法認識の立場に関しては、上記拙稿を参照されたい。ちなみに、本稿と上記拙稿との関係は、次のようにも言える。本稿は、判決文における「条理」の意味を、条理法の生成という局面から捉えることで、法認識の客観性とは何かという問題に接近しようとする試みであると。

2.1.3.1 マレーシア航空事件判決以後の2つの判例

2.1.3.2 ニフティサーブ事件判決以後の2つの判例

第3章 中間グループなどの分析・分類結果に対する更なる分析

3.1 中間グループを点検することにより見えてくること

3.1.1 「を」系の分類

3.1.2 「の」系の分類

3.1.3 「と・として」系の分類

3.1.4 「で」系と「が」系の分類

3.1.5 まとめ

3.2 少数グループを点検することにより見えてくること

3.3 並列グループを点検することにより見えてくること

おわりに

参考文献

判決文における「条理」の意味

はじめに

明治八年太政官布告第一〇三号裁判官事務心得第三条は、次のように規定している。「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ拠リ慣習ナキモノハ條理ヲ推考シテ裁判スヘシ²」と。従って、わが国の私法法源（あるいは民事裁判の基準）を論じた述作においては、制定法・慣習法・判例法等を法源として掲げた後、最後に条理を掲げるのが常道である³。

では、私法法源（あるいは民事裁判の基準）としての条理とは、制定法や慣習法や判例法とどのような関係にあるのだろうか。それらとどこが同じでどこが異なっているのだろうか。そもそも裁判基準としての条理とは、一体どのようなものなのか。条理は民事裁判においてのみ用いられる基準なのだろうか。

例えば、平井宜雄は次のように述べている。「実際にも、条理を直接の根拠として判決を下した例はまず見当たらない⁴」と。また、田中成明は、まず条理について、「社会生活において相当多数の人々が承認している道理・すじみちのこと」と述べたうえで、次のようにいう。「實際上、条理だけに準拠した裁判は余りなく、権利濫用・公序良俗・信義誠実・正当事由などの一般条項、社会通念、社会的相当性などの概念の具体的内容を確定する規準として重要な役割を果たしていることが多い⁵」と。

しかし、本稿で検討するように、実際には「条理」という語が判決文に登場する数は相当数あり、そのなかで「条理」を根拠として判決を下しているものも相当数あると考えられる。

2 内閣官房局編『法令全書 明治八年』(博聞社、1889)。

3 野田良之「明治八年太政官布告第百三号第三条の『条理』についての雑感」法学協会百周年記念論文集第一巻245頁(1983)。

4 平井宜雄「条理」『世界大百科事典』(日立デジタル平凡社、プロフェッショナル版、1998)。

5 田中成明「条理」伊藤正巳ほか編集代表『現代法律百科大事典 4』424頁(ぎょうせい、2000)。

問題は、次の点にある。すなわち、裁判において、「条理」が実際にどのように用いられているのかということが明らかになっていないということである。では、どのようにすれば、裁判において、「条理」が実際に用いられている有様を捉えることができるのだろうか。方法は、2つあると思われる。

1つ目は、「条理」という語が登場する特定の判決文を深く分析するという方法であり、2つ目は、「条理」による裁判を全て取りあげて調査をするという方法、いわゆる全数調査である。本稿では、基本的に⁶、2つ目の方法を用い、部分的に、1つ目の方法を組み合わせることで、分析を進めていく。では、2つ目の方法に基づいた大量のデータをどのように扱えばよいのだろうか。その扱い方としては、次のような手法を用いたい。

判決文に登場する「条理」について、用語法の観点から分析を試み、更に判決内容の観点から分類するという手法である。用語法の分析とは次のような操作である。すなわち、それは、判決文言、例えば助詞、に着目して行なう分析のことである。判決内容の観点からの分類とは次のような操作である。すなわち、それは、判決内容、例えば国際裁判管轄に関する事件、に着目して行なう分類のことである。こうした2つの観点を組み合わせて分析と分類を試みるという手法である。

そして、以上のような分析と分類の手法から得られた結果を、次の2つの視点から更に分析を深めていくことにする。1つ目が、規範的合意という視点であり、2つ目が、法理念・法原則・条理法という視点である。従って、用語法の分析と判決内容の分類という2つの観点からの分析・分類結果に対して、更に、規範的合意と法理念・法原則・条理法という2つの視点を採用することによって、判決文に表われる「条理」の意味を明らかにすることが本稿の課題である。

ところで、条理の意味を明らかにしようとした研究としては、例えば、以

6 本稿では、全数調査をしたわけではなく、後述する裁判例の数を取りあげただけである。従って、基本的に、とした。

判決文における「条理」の意味

下のものがある。野田良之⁷は、明治八年太政官布告第三百号第三条の制定過程を明らかにすることにより、条理の意味の探求を開始している。川崎武夫⁸や森部英夫⁹は、条理にもとづく裁判を用いて、川崎は条理による裁判の要件の特定を、森部は条理の内容の特定を試みている。深谷格¹⁰は、明治前期の地方裁判所で、フランス法を参照して判決を下している例を実証的に研究することで、条理裁判とは何か、条理として具体的にいかなる規範が採用されたのかを検証している。

しかし、これらの研究には、次の問題がある。すなわち、歴史的研究によって制定当時の条理の意義を探求することは条理を理解するうえで重要ではあるが、しかし、それでは、判決文に登場する「条理」が実際にどのように用いられているのかを理解することにはならず、それゆえ裁判基準としての条理の内実是不透明なままである。また、特定の裁判例を深く分析・検討することによって条理にもとづく裁判における条理の内容を明らかにすることも条理を理解するうえで欠かすことができないけれども、しかし、それだけでは、裁判官達が「条理」を実際にどのように用いているのかという問題を一般化して考えることは不可能となる。従って、本研究は、基本的にその分類・分析手法の点で、以上の研究とは異なっている。そこで、本稿で採用する方法を用いることによって、判決文に表われる「条理」の意味を明らかにしていきたい。

以上の分析を試みるに当って、本稿では、「TKC法律情報データベース¹¹」を利用している。以下の分析は、「TKC法律情報データベース」の

7 野田・前掲注(3)。

8 川崎武夫「条理にもとづく裁判」法政論叢10号(1959)。

9 森部英夫「社会教育判例における『条理』」群馬大学教育学部紀要、人文・社会科学編53巻(2004)。

10 深谷格「明治前期の広島地方裁判所における条理裁判とフランス民法」西南学院大学法学論集第37巻第1号(2004)。

11 ちなみに、このデータベースは、「明治8年の大審院判例から今日までに公表された判例を網羅的に収録したフルテキスト型(判例全文情報)データベース」であり、「民事法、民事特別法、公法、社会経済法、刑事法のすべての法律分野を収録」

「判例総合検索」において、検索条件を次のように指定して得られた348件の判例をもとにしている¹²。検索条件は、検索対象を「書誌（判決概要等）」に、検索キーワードを「条理」とした¹³。従って、「判決年月日」や「裁判所名」などの指定はしていない。ちなみに、検索対象を「全文」まで含んで検索してみると、3563件の判例が得られる。

第1章 分析・分類方針とその結果

本稿では、すでに述べたように、判決文に表われる「条理」を用語法と判決内容の2つの観点から分析・分類するという手法を採用している。そこで、以下、どのような手順で分析・分類したかを述べ、その結果を確認しておきたい。

1.1 用語法による分析とその結果

分析・分類の対象となっている裁判例は、上述したように、348件であ

している。詳しくは、次を参照。<http://www.tkclcx.ne.jp/>

12 本稿での分析対象である348件の裁判例は、2007.4.18の時点において、上記データベースを用いて、上記検索条件によって得られたものである。検索対象を「全文」まで含んだ場合の、3563件という裁判例の数も、2007.4.18の時点のものである。そして、分析・分類の対象となっている348件の裁判例は、添付資料（判例番号対応表）として本稿の末尾にあげておいた。添付資料（判例番号対応表）における事件名は、上記データベースに記載の事件名であり、上記データベースで特に著名事件名も記載されていた場合には、例えば、（ニフティサーブ事件控訴審判決）のように、丸括弧を用いてそれも記した。そこで、本稿において、裁判例を引用する場合、添付資料に記載の判例番号を用いることにする。本稿における脚注では、例えば、判例番号1は、< 1 >と記すこととする。更に、本文末にあげた表における判例番号も、添付資料の判例番号に対応している。

13 但し、検索条件に関しては次のことに注意をする必要がある。例えば、マレーシア航空事件の第一審判決は、「書誌（判決概要等）」検索ではヒットせず、すなわち検索条件に該当するデータには現れず、「全文」検索をした場合にのみヒットする。ということは、マレーシア航空事件のように、「条理」に関する重要な判例でも（理由は後述する）、「書誌（判決概要等）」検索ではヒットしないことがあるということである。よって、「全文」検索をもとにした全数調査は今後の課題である。

判決文における「条理」の意味

る¹⁴。そして、判決文の「理由」中に登場する「条理」という語句の数は、675個である¹⁵。では、それらを用語法によって分析するとは、具体的にはどのように分析していくことなのか。実際に行った分析の手順を振り返っておきたい。

まず、判決文のなかで、「条理」という用語が登場する文章に着目し、その文章を抜き出したうえで、「条理」の動詞句を特定した。例えば、「条理に従って決定する」、「条理上当然である」などがそれである。次に、それを、「条理」の次の語句、例えば、うえで取りあげた例でいうと、「に」、「上」などに着目し、分節化した（以下、上位分類という）。そして更に、後続する部分、例えば、うえで取りあげた例でいうと、「従って決定する」、「当然である」などの部分を、「従って」、「当然」のように分節化した（以下、下位分類という）。

以上の作業を新しい裁判例から古い裁判例へという順番で行った。従って、一番新しい裁判例を判例番号1、最初に登場する「条理」を枝番号1、そして、一番古い裁判例を判例番号348、最後に登場する「条理」を枝番号675とした。

14 但し、取りあげた348判例の「理由」中の全てのなかに、「条理」という語が登場しているわけではない。なぜなら、「書誌（判決概要等）」情報中にのみ「条理」が登場し、「全文」中に「条理」が登場していない判例もあるからである。例えば、<6>のように、「書誌（判決概要等）」中の「評釈所在情報」中に、「条理」が記載されているものもヒットしている。更には、「書誌（判決概要等）」中にも「全文」中にも、「条理」が登場していないと思われる判例もヒットしている。例えば、<53>や<189>などがそれであるが、その理由は不明である。しかし、本稿における、上記データベースを利用した分析は、一定量のデータが確保されれば、一定の目的は達成されると考える。ちなみに、上記のような理由で、分析の対象とならなかった裁判例の数は、15件である。

15 但し、「理由」中に登場する「条理」という語句を全て取りあげたわけではない。本稿で取りあげた「条理」という語句の数である675は、本稿の目的との関係から、裁判官が用いた「条理」のみを取りあげた数である。すなわち、当事者の主張として用いられた「条理」を、裁判官が引用・要約している場合には、分析の対象としては取りあげていないということである。

それらを入力した表の一部が本文末にあげた表1である（以下、表に関しては、本文末を参照されたい）。表1は、本稿で分析・分類をしていく作業全体のなかでは、途中の段階にあるものであるが、参考のためにあげておく。

表1を基礎にして、まず、上位分類、例えば「に」や「上」、に着目して整理したものが表2である。表2に書き込まれている数字は、判決文に登場する「条理」という語句の数である675を母数として、それぞれの数を集計したものである。

そして、表2をもとに、上位分類を4つのグループにわけた。4つのグループとは、多数グループ、中間グループ、少数グループ、そして並列グループのことであり、以下で示すように、基本的には¹⁶点数、すなわち「条理」という語句の数、を基準としてわけたものである。そこで以下では、各グループの用語と点数の結果を確認しておく。

1.1.1 多数グループ

「に」(287) と「上」(244) を多数グループ (531 / 675) とした。多数グループの下位分類を行うために、「に」(287) を「に」系と呼び、「上」(244) を「上」系と呼ぶことにする。そして、「に」系と「上」系の下位分類としては、以下のような分類を試みた。ちなみに、下位分類においても、表2からわかるように、例えば、「よって」系などと表記した。とりあえず、一定のかたまりをつくり、後述する分析のための便宜とするためである。

「に」系 (287) の下位分類とは、「よって」系 (63)、「かなう」系 (67)、「基づく」系 (41)、「反する」系 (37)、「従って」系 (44)、「照らし」系 (16)、「もとる」系 (6) の7つの系と「その他」(13) である。

「上」系 (244) の下位分類とは、「の義務」系 (91)、「当然」系 (44)、「、」系 (34)、「許容」系 (13) の4つの系と「その他」(62) である。

16 並列グループだけは、点数を基準に分類したグループではない。本稿の分析視点との関係で、例えば、「等」、「又は」など、上位分類のなかで、並列の機能をもった用語に特別に着目したからである。その理由は後述する。

1.1.2 中間グループ

「と・として」(26)、「を」(20)、「の」(20)、「で」(10)、「が」(8)、を中間グループ (84 / 675) とした。そして、多数グループと同様に、下位分類を行うために、上位分類のそれぞれを、例えば、「と・として」系、「を」系などと呼ぶこととし、以下のような下位分類を試みた。

「と・として」系 (26) の下位分類は、「是認」系 (6)、「の」系 (4)、「と」系 (6) の3つの系と「その他」(10) である。

「を」系 (20) の下位分類は、「根拠」系 (4)、「尽くす」系 (5)、「適用」系 (2) の3つの系と「その他」(9) である。

「の」系 (20) の下位分類は、「観点」系 (4)、「内容」系 (5)、「名によって」系 (4)、「存在」系 (2)、「現れ」系 (2) の5つの系と「その他」(3) である。

「で」系 (10) の下位分類は、「ある」系 (9) と「その他」(「なければならぬ」)(1) である。

「が」系 (8) の下位分類は、「ある」系 (3)、「適用」系 (2)、「存在」系 (2) の3つの系と「その他」(「導き出される」)(1) である。

1.1.3 少数グループ

点数が5点以下のものを集めて小数グループ (15 / 675) とした。すなわち、少数グループとは、「は」(4)、「から」(3)、「ナルモノハ」(2)、「換言すれば」(1)、「そのものから」(1)、「内容」(1)、「ナキモノ」(1)、「ナリ」(1)、「より」(1) のことである。但し、点数が5点以下のものであっても、「又は」(5)、「ないし」(4)、「及び」(3)、「、」(2)、「も」(2)、「や」(1)、「と」(1) は、並列グループのなかに含めた¹⁷。なぜなら、これらは、「等」と同様に、並列を表していると考えられるからである。

少数グループに関しては、当然ではあるが、下位分類を試みていない。な

17 表2において、点数が5点以下のなかに、「と」(1) がないのに、なぜ、ここに、「と」(1) が入っているかについては、後に参照する、表9中にある<197>判例中の「と」に限っては、並列の「と」として数えたからである。

ぜなら、少数グループは少数であるがゆえに、多数グループや中間グループとは異なり、量的な処理をすることによって、用語法の傾向を把握し、「条理」の意味を分析するという手法がとれないからである。それゆえ、少数グループに関しては、そもそもなぜこれらの語形が用いられることが少ないのかという質的な検討をするために用いたい。

1.1.4 並列グループ

「等」(28)、「又は」(5)、「ないし」(4)、「及び」(3)、「、」(2)、「も」(2)、「や」(1)、「と」(1)を並列グループ(46 / 675)とした。並列グループは、点数を基準としたグループではなく、条理と並列する用語は何かという点に着目したグループである。従って、他のグループは量に着目して区分したが、並列グループは機能に着目して区分したといえる。そのように区分した理由は、本稿で用いる分析視点と関係している。要するに、後述することであるが、本稿の分析視点の1つである規範的合意の成立の範囲を検討する場合に、並列グループを点検することが有効であると考えたからである。それに対して、他のグループは、本稿の分析視点の1つである規範的合意の成立の程度を検討する場合に有効であると考えられる。以上の理由から、並列グループのみ機能の点に着目して扱うことにした。

1.2 判決内容による分類とその結果

判決内容による分類とは、裁判官が、「条理」を用いて、どのような種類の法的な問題を判断しているのかという点に着目して行う分類である。従って、本稿における判決内容の分類は、訴訟物に着目した分類でも、法分野に着目した分類でもない。それらの分類指標を採用しなかった理由は、本稿の目的が、「条理」という用語を用いて判決を下している、裁判例における「条理」の意味を明らかにすることにあり、そうであるならば、そもそも明文の訴訟法に載らない事態を扱っているのであるから、その事態の特徴がなるべく表われる分類指標を採用したかったからである。但し、以下の分類指標

判決文における「条理」の意味

が、その目的に対して、最も有効なものであるかは、今後も引き続き検討したい。

本稿で用いた分類指標は、例えば、次のようなものである。国際裁判管轄、準拠法の決定、民事上の作為義務、民事上の注意義務、行政上の作為義務、行政上の注意義務、刑事上の注意義務、契約の解釈、税法上の義務違反、地位確認、時効、戦後補償、養子縁組、建築許可申請、名誉毀損、争議行為、戦中の土地収用、葬式費用などが、それである。

以上の分類指標を用いて、判決内容による分類を行ったのは、多数グループに対してである。中間グループと少数グループに対して判決内容の分類を行っていない理由は、量的な処理をする必要がないからである。すなわち、判決内容の分類とは、判決文に表われる「条理」の意味を、用語法の分析によって一定の手掛かり、あるいは傾向を掴んだうえで、いったん用語法による分析から離れて、判決内容に着目することで、より効率的に「条理」の意味分析を進めるための手法の1つといえるからである。そこで、以下では、判決内容の分類によって、特に顕著な傾向が現われたと考えられる「に」系と「上」系の結果を示しておきたい。残りの判決内容の分類結果は、すなわち、多数グループの下位分類に対する判決内容の分類結果は、第2章以下で、必要に応じて触れることにする。表3と表4は、「に」系を判決内容によって分類したもの（表3）と、「上」系を判決内容によって分類したもの（表4）、の一部である。

表3と表4をもとに、「に」系と「上」系で、どのような判決内容が多いかに着目してそれぞれを集めてみると、以下のような結果となった。

「に」系（287）の裁判例では、国際裁判管轄に関する判例（94）と準拠法の決定に関する判例（66）とが特に多いという傾向がでた。

「上」系（244）の裁判例では、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例¹⁸（116）と、刑事上の注意義務と作為義務に関する判例（27）

18 民事上の注意義務、民事上の作為義務、行政上の注意義務、そして行政上の作為

が特に多いという傾向がでた。表5と表6として、判決内容ごとに集めた表の一部をあげておく。

それでは、以上の用語法の分析と判決内容の分類結果において現われている傾向は、一体、何を意味しているのか。以下では、以上の分析・分類結果に対する更なる分析を行いたい。以上の分析・分類結果を組み合わせることで、判決文における「条理」の意味が明らかとなり、それと同時に、なぜこれまでの研究ではその意味が不透明なものに止まらざるを得なかったのかも明らかになると思われる。

第2章 多数グループの分析・分類結果に対する更なる分析

判決文に表われる「条理」の意味を解明するために、第1章では、日常言語学派の方法を用いることで、「条理」の用語法と判決内容との間に、一定の傾向がありそうだという結論を得た。それでは、以上の分析・分類結果に対して、どのような視点から更なる分析を試みることができるだろうか。本稿では、更なる分析視点として、次の2つの視点を採用したい。1つは、規範的合意という視点であり、もう1つは、法理念・法原則・条理法という視点である¹⁹。

規範的合意とは、社会的世界における規範的な事柄に関しても批判可能性があり、それゆえに規範的な事柄に関しても合意が可能であるというハーバーマスの提唱するコミュニケーションの行為の理論の中心的な概念である。そこで本稿では、ハーバーマスのいう規範的合意の概念を利用し、規範的合意には一定の程度と範囲とが存在するという想定のもとに、以上の分析・分類結果に対して更なる分析を試みていきたい。要するに、多数グループと中間グループの分析・分類結果に対しては、規範的合意の成立の程度と

義務を、ひとつのかたまりとして集計することが適切か否かについては必ずしも明らかではない。

19 ちなみに、以上の2つの視点に関しては、次の文献を参照されたい。本多康作・前掲注(1)。

判決文における「条理」の意味

いう視点から分析を試みることとし、並列グループに対しては、規範的合意の成立の範囲という視点から分析を試みるということである。

法理念・法原則・条理法という区分は、判決文に表われる「条理」の意味を考えるうえで、手掛かりになると思われる区分である。この区分は、以下で取りあげるマレーシア航空事件判決を分析していくなかで、判決文中の文言とその論理展開に着目して取り出した区分である²⁰。この区分が他の判決文を分析する際にも有効な区分たり得るのかという問題に対して、筆者は、上記区分は他の判決文に対しても有効な区分であると考え²¹。従って、この区分を2つ目の分析視点として採用したい。法理念とは何か、法原則とは何か、そして条理法とは何か、という問題に関しては、以下、判決文を具体的に検討していくなかで確認していくことにする。

2.1 多数グループを点検することにより見えてくること

多数グループ (531 / 675) とは、「に」系 (287) と「上」系 (244) のことであった。では、多数グループを点検することにより何が見えてくるのだろうか。まず、「に」系と判決内容による分類との関係から検討していく。

2.1.1 「に」系と判決内容の分類との関係

「に」系 (287) の裁判例では、国際裁判管轄に関する判例 (94) と準拠法の決定に関する判例 (66) とが特に多いという傾向がでた。この2つの判決内容が、「に」系に特に多いということは、多数グループのもう1つの系統

20 法理念・法原則・条理法という区分は、そもそも、一円一億のいう条理と条理法という区分を用いて、マレーシア航空事件判決を分析していくなかで見いだされた区分である。詳しくは、次の文献を参照されたい。本多康作・前掲注 (1)。したがって、本稿では、一円のいう条理と条理法という区分から議論をはじめるとはせず、直接、上記3区分を採用することにした。

21 筆者がそのように考える理由については、詳しくは、次の文献を参照されたい。本多康作・前掲注 (1)。なお、ここで簡単にその理由を述べておくと、筆者は、基本的に一円一億のいう条理と条理法という概念が、判決文に表れる「条理」を分析するための概念として有効なものであると考えているということである。

である「上」系に、この2つの判決内容がどのくらい含まれているかを確認すると歴然とした差異が認められる。「上」系(244)の裁判例のなかには、国際裁判管轄に関する判例(6)が6件と準拠法の決定に関する判例(24)が18件ほど登場する。そのうち、「上」系のみが登場する「条理」の数²²は、言い換えれば、「に」系が用いられず「上」系のみを用いられる「条理」の数は、国際裁判管轄に関する判例(3)が3件、準拠法の決定に関する判例(8)が7件である。そして、その「上」系のみが登場する国際裁判管轄に関する判例(3)の3件は、いずれも、以下で取りあげる、「に」系の国際裁判管轄に関する判例において重要な位置を占めていると考えられるマレーシア航空事件最高裁判決(昭和56年)が登場する以前における判例である。それでは、以上の、「に」系と「上」系との差異は、一体、何を表しているのだろうか。

2.1.1.1 最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決²³—マレーシア航空事件判決—

「に」系の裁判例において、重要な位置を占めている1つの裁判例として、マレーシア航空事件判決がある。マレーシア航空事件判決は、「主に財産関係事件の国際裁判管轄のリーディングケースとして、学説・判例に影響を与えた重要な最高裁判決²⁴」であり、本稿における用語法と判決内容による分析・分類の結果からも、「上」系のみが登場する国際裁判管轄に関する判例(3)の3件が、いずれも、本判決以前の判例であることからその重要性が窺われる。従って、以下では、本判決を取りあげ、「に」と「条理」の意味

22 一応、確認しておく、ここで用いている数という表現は、2つの意味で用いている。すなわち、「条理」という語句の数(点数)と、「条理」を用いている裁判例の数のことである。

23 <176>損害賠償請求上告事件、最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決。(最高裁判所民事判例集第35巻第7号1224頁、判例時報1020号9頁、判例タイムズ452号77頁。)

24 多田望「判批」別冊ジュリスト172号国際私法判例百選162頁(2004)。

判決文における「条理」の意味

との関係を検討したい。

<事実の概要>

Aは、昭和52年12月4日マレーシア連邦国内でY（マレーシア・エア・ラインシステム）と締結した航空機による旅客運送契約に基づきペナンからクアラ・ Lumpur へ向け飛行するYの航空機に搭乗していたが、同日右航空機が同国ジョホールバル州タンジュクバンに墜落したため死亡した。そこで、Aの妻子であるXらは、当該航空機の墜落というYの航空運送契約上の債務不履行により右Aが取得した約4000万円の損害賠償債権を相続したとして、Yに対してその支払いを訴求した。

第一審（名古屋地判昭和54・3・15）は、国際裁判管轄権については、わが国内法上規定がないから、条理にしたがい、その存否を決定するのが相当であるとし、本件運送契約の履行地、契約締結地及び飛行機墜落事故発生地はすべてマレーシア連邦国内にあるので、右契約又契約に起因する本件損害賠償に関する法律関係はすべてマレーシア連邦国法によって定まるべきこと、更に、訴訟上証拠資料の収集、Yの応訴上の便宜を総合考慮すると、裁判管轄権はマレーシア連邦国の裁判所に属すると解すべきであるとし、特別の事情の認められない限り（本件においてXらの居住地が日本国内にあり、又被告の営業所が偶々日本国内にあることはこれに当らない）、わが国に裁判権を認めることはできないとしてXらの訴えを却下した。

控訴審（名古屋高判昭和54・11・12）は、Yは外国会社であるが、日本における代表者を定め、東京都港区に営業所を設けているものであるので、わが国法上、右営業所所在地をもってYの普通裁判籍所在地、Xらの住所地をもって本訴請求にかかる義務履行地というべきことは明らかであり、そうであるならば、わが国に、本件についての裁判権があることは条理上当然であるとして、原判決を取り消

し、訴えを名古屋地裁に差し戻した。これに対してYが上告した。

<判旨>上告棄却

「思うに、本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることをも否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがつて決定するのが相当であり、わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民訴法二条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同四条）、義務履行地（同五条）、被告の財産所在地（同八条）、不法行為地（同一五条）、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである。

ところで、原審の適法に確定したところによれば、Yは、マレーシア連邦会社法に準拠して設立され、同連邦国内に本店を有する会社であるが、Bを日本における代表者と定め、東京都港区新橋三丁目三番九号に営業所を有するというのであるから、たとえYが外国に本店を有する外国法人であつても、Yをわが国の裁判権に服させるのが相当である。」(破線、一重線、二重線、太字は筆者、以下同様)。

判決文における「条理」の意味

本件は、地裁が日本の国際裁判管轄を否定したのに対し、高裁と最高裁はそれを肯定した事例である。そして、地裁、高裁、最高裁ともに、条理の内容を具体的に示し（各々の一重線がそれに該当）、それを根拠に判決を下している。そして、「条理」を用いて判断せざるを得なかった理由は、判決理由にもあるように、国際裁判管轄を規定する法規も、条約も、明確な国際法上の原則も未だ存在していないからである。

本判決は、「条理」の具体的な内容を、「わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民訴法二条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同四条）、義務履行地（同五条）、被告の財産所在地（同八条）、不法行為地（同一五条）、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させる〔べきである－筆者〕」という表現で示している。そして、判決文中の、破線部分と二重線部分とが、上記「条理」の内容とどのような関係にあるのかという問題は、別にすでに論じているので²⁵、ここで繰り返すことはしないが、結論だけ示しておく、最高裁は、破線部分を法原則として、二重線部分を法理念として構成することで、下級審において示された2つの「条理」の具体的な内容の競合を2つの法原則（原則と例外として判決文では示されている部分）として整理し、それらを更に法理念に引照し、本判決の「条理」の内容を導くことで、判決を下していると考えられる。

従って、法理念・法原則・条理法という区分を用いると、「条理」の具体的な内容として示されている部分は、条理法と呼ばれる部分であり、非常に具体的な内容を持ったものであることがわかる。

では、本判決文で「条理にしたがつて」と述べられている部分における、「に」と「条理」の意味との関係はどのようにになっているのだろうか。要するに、用語法と判決内容による分析・分類の結果、「に」系（287）の裁判例のなかで最も多かったのが、国際裁判管轄に関する判例（94）であったので

25 本多康作・前掲注（1）。

あるが、なぜ、国際裁判管轄の判例には「に」が多く用いられているのだろうか。「に」と条理の内容との間には、どのような関係があるのだろうか。そこで登場するのが、規範的合意という考え方である。

本判決で「条理」を用いて判断せざるを得なかった理由は、すでに確認したように、国際裁判管轄を規定する法規も、条約も、明確な国際法上の原則も未だ存在していないからである。すなわち、国際裁判管轄が問題となる事例においては、拠るべき明文の規定が存在していないのであり、そうであるがゆえに、規範的合意という考え方をを用いて、「条理」の意味あるいは内容を考察することが有効であると考えられる。要するに、「に」と規範的合意との間には、何らかの関係があるのではないか。もっと言えば、「に」という用語法と規範的合意の成立の程度との間には、一定の関係があるのではないかということである。但し、「に」のみを考察の対象としたのでは、この関係は見えてこない、あるいは見えにくいと思われる。この関係を考察するための手掛かりは、いくつかあると思われるが²⁶、差し当たりここでは、「に」と「上」との関係から、規範的合意の成立の程度について、一定の見通しのみ立てておきたい。

すでに確認したように、「上」のみを用いて、国際裁判管轄を論じた裁判例の数は3件あるのだが、それらはいずれも、本判決以前のものであった。このことから言えることは、「条理上」という表現よりも、「条理に」という表現の方が、規範的合意の成立の程度が高いのではないかということである。この見通しを確かめるには、「上」系と判決内容の分類との関係を確認することが必要である。そこで以下では、「上」系と判決内容の分類との関係を、実際に1つの裁判例を取りあげることにより、分析してみたい。但

26 例えば、その手掛かりとしては以下のものが考えられる。「に」系の裁判例において、国際裁判管轄に関する判例に次いで多い、準拠法の決定に関する判例を取りあげて検討することも、当然に、「に」と規範的合意の成立の程度を考えるうえで、重要である。更に、両者の関係を、日本語における用例に着目し、助詞などの意味や機能を解説した辞典などを手掛かりにして考察することも重要であるとする。後者の方法による考察の結果は、後述する。

判決文における「条理」の意味

し、その分析に入るまえに、「に」系の下位分類と判決内容の分類との関係を確認しておきたいと思う。

2.1.1.2 「に」系の下位分類と判決内容の分類との関係

「に」系の下位分類と判決内容の分類との間には、特に顕著な傾向は見出せなかった。但し、以下のような関係があると思われるので、一応、確認しておく。

「従って」系（44）は、国際裁判管轄に関する判例で多く用いられ、「よって」系（63）は、準拠法の決定に関する判例で多く用いられている。「かなう」系（67）は、「従って」系の後で用いられ、「基づく」系（41）は、戦後補償に関する判例で多く用いられている。「もとの」系（6）は、法原則との関係（法原則については後述する）で多く用いられ、「反する」系（37）は、それ以外、例えば実定法という表現と並列して用いられている。「照らし」系（16）には、何らの傾向も見出せない。

なぜ、「に」系の下位分類と判決内容の分類との間には顕著な傾向が見出せないのかということについては、本稿での分析が終わった段階で、一定の見通しが立つはずである。

2.1.2 「上」系と判決内容の分類との関係

「上」系（244）の裁判例に登場する「条理」という語句の数は、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例（116）と刑事上の注意義務と作為義務に関する判例（27）であり、この2つに関して点数が特に多いという傾向がでた。この2つの判決内容が、「上」系に特に多いということは、多数グループのもう1つの系統である「に」系に、この2つの判決内容がどのくらい含まれているかを確認すると歴然とした差異が認められる。「に」系（287）の裁判例のなかに登場する「条理」という語句の数は、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例（30）、そして刑事上の注意義務と作為義務に関する判例（6）となっている。ちなみに、そのうち、

「に」系の裁判例のみに登場する「条理」という語句の数は、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例(8)だけであり、刑事上の注意義務と作為義務に関する判例はない(0)。

2.1.2.1 東京地裁平成9年5月26日判決²⁷—ニフティサーブ事件判決—

「上」系の裁判例の典型例は、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例である。そしてここでは、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例のなかでも、コンピューターネットワーク上での民事上の作為義務に関する裁判例を取りあげたい。本判決を取り上げる理由は2つある。1つ目の理由は、本判決は「電子会議室上で名誉毀損の発言を繰り返した発言者と、商用オンラインサービス会社(プロバイダー)、シスオペ〔システム・オペレーター—筆者〕に対して賠償責任を一部認めたわが国で初めての判決²⁸」であり、その後のネット上の作為義務²⁹が問題となった一連の判決の最初のものであるからであり、2つ目の理由は、本判決では、「条理に」という文言と「条理上」という文言が、ともに用いられており、「に」と「上」との関係を考えるうえで、格好の素材であると考えからである。

本判決の被告三者(Y1、Y2、Y3)は、以下で確認するように、それぞれが法的に異なった立場にあり、それゆえそれぞれについて法的に異なった論点(使用者責任、不法行為、表現の自由と名誉毀損など)がある。但し、以下では簡単に<事実の概要>を確認したうえで、裁判所が「条理」を用いて判断した部分(「条理」の内容を示している部分)のみ、つまりY2の責任に関する部分のみを<判旨>で取りあげたい。

27 <83>損害賠償請求事件(ニフティサーブ事件第一審判決)、東京地裁平成9年5月26日判決。(判例時報1610号22頁、判例タイムズ947号125頁。)

28 手嶋豊「判批」判例時報1628号192頁。

29 但し、同じネット上と言っても、本判決で問題となったのは、コンピューターネットワーク上(パソコン通信上)の作為義務であり、インターネット上におけるそれではない。

判決文における「条理」の意味

<事実の概要>

Y1は、パソコン通信ニフティサーブの主宰者であり、Y2は、ニフティサーブの現代思想フォーラム（以下本件フォーラム）のシステム・オペレーター（以下シスオベ）を担当している者である。なお、シスオベとは、Y1との間の契約に基づき、Y1から、ニフティサーブの運営・管理を委託されている者をいう。Xは、ニフティサーブの会員であり、Cookieというハンドル名（ニフティサーブにおいて自己を表示するための名称）で、本件フォーラムの特に「フェミニズム会議室」に活発に書き込みを行っていた。Y3は、本件フォーラムに入会し、「フェミニズム会議室」の過去の発言を読んでいるうちにXらの発言に反発を感じ、同会議室においてフェミニズムを揶揄する発言を書き込んだ。Xは、Y3の発言に不快の念を持っていた。Y3が、「フェミニズム会議室」の定例リアルタイム会議に参加したところ、Xは、スクランブル機能を用いて、事実上Y3を同会議室から排除した。その後、Xは、本件フォーラムから撤退した。しかし、Y3は、その後も、本件フォーラムにXが名誉毀損にあると主張する発言を繰り返し書き込んだ。それに対して、本件フォーラムのシスオベであるY2は、発言削除はできるだけ避け、公開の場で議論を積み重ねることが重要であると考え、これに沿ったフォーラム運営をした。Xは、Y3の発言（以下本件発言）によって名誉が毀損されたとして、更にY2は本件発言を直ちに削除する等の作為義務があったのにこれを怠り、Xの名誉が毀損されるのを放置したとし、Y2とY3に対して不法行為に基づき、Y1に対しては使用者責任又は債務不履行責任（安全配慮義務違反）に基づき、損害賠償および謝罪広告掲載を求めた。これに対して、Y3は、名誉毀損（Xのスクランブル機能による排除が村八分にあたる）ならびにプライバシーの侵害を理由に、Xに対して損害賠償および謝罪広告掲載を求める反訴を提起した。

<判旨>本訴一部認容・一部棄却、反訴棄却（以下、Y2の責任に関する箇所のみ）

（一）Xの主張は、Y2の不作为による不法行為をいうものであるところ、「不作为による不法行為が成立するためには、その要件として、1 結果回避のため必要な行為を行うべき法律上の作為義務を負う者が、2 故意・過失により、右1で要求されている必要な行為を行わず、3 その結果、損害が発生したことが必要とされるというべきである（最高裁昭和六〇年（オ）第三二二号同六二年一月二二日第一小法廷判決・民集四一卷一号一七頁参照）」そこで、Y2に以上の作為義務があるかどうかを検討する。「フォーラムに他人の名誉を毀損するような発言が書き込まれた場合、当該フォーラムのシスオベにおいて積極的な作為をしなければ、右発言が向けられている者に対し、何ら法的責任を負うことはないと解することは相当でなく、シスオベが、右（一）にいう条理に照らし、一定の法律上の作為義務を負うべき場面もあるというべきである。」そしてこの点、「ニフティサーブにおいては、フォーラムの運営・管理は、基本的にはシスオベの合理的な裁量に委ねられているものと解されるが、右裁量も、私法秩序に反しない限りにおいて認められることは当然であるから、シスオベにつき、条理上の作為義務の存在を一切否定する根拠となるものではない。」但し、「シスオベに対し、条理に基づいて、その運営・管理するフォーラムに書き込まれる発言の内容を常時監視し、積極的に右のような発言がないかを探知したり、全ての発言の問題性を検討したりというような重い作為義務を負わせるのは、相当ではない。また、・・・発言削除等の措置は、会員のフォーラムを点検する権限に重大な影響を与えるものであり、当該フォーラムの個性を無視した対応をすれば、フォーラムの円滑な運営・管理を害し、ひいては、会員に、十分にフォーラムを利用させることができない状況に陥ってしまうこともあり得る。また、当該

判決文における「条理」の意味

発言の内容によっては、名誉毀損にあたるか否かの判断が困難な場合も少ないというべきであり、「以上のような事情を勘案すると、少なくともシスオベにおいて、その運営・管理するフォーラムに、他人の名誉を毀損する発言が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合には、当該シスオベには、その地位と権限に照らし、その者の名誉が不当に害されることがないように必要な措置をとるべき条理上の作為義務があったと解すべきである³⁰。」

本判決は、XのY2に対する主張を不作為による不法行為と理解したうえで、不作為による不法行為が成立する要件を、最高裁判例を引用して確認している。その結果、問題は、「法律上の作為義務」があるかどうかとなり、本判決は、その作為義務を「少なくともシスオベにおいて、その運営・管理するフォーラムに、他人の名誉を毀損する発言が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合には、当該シスオベには、その地位と権限に照らし、その者の名誉が不当に害されることがないように必要な措置をとるべき条理上の作為義務」として認める。

従って、本判決で、「条理上」は「法律上」と同義として扱われ、その具体的内容が、以上の一重線で示した部分であると考えられる。そしてその一重線部分は、“もしAであるならば、Bであるべし”という形式で表現可能な仮言命題の形式をしている。要するに、法律要件と法律効果という法命題として条理の内容が具体的に表現されているのである。すなわち、「少なくともシスオベ・・・具体的に知ったと認められる場合には」までが法律要件であり、「当該シスオベには・・・必要な措置をとるべき」までが法律効果であると考えられる。

しかし、本判決では、「条理に」という文言も用いられており、ここでの

30 ちなみに、本判決では、以上のように条理上の作為義務違反に該当する作為の要件を明らかにした後で、Y2がその条理上の作為義務に違反したかどうかの認定を行い、Y2には作為義務違反が認められ、不法行為が成立するとした。

「条理」は、破線部分、すなわち最高裁判決の引用部分であると思われる。だとすれば、「条理に」と「条理上」との関係はどうなっているのか。

判決文によると、「条理に照らし、一定の法律上の作為義務を負うべき場面」があり、その場面が、上記一重線部分の「条理上の作為義務」の部分である。

従って、本判決では、「条理」という文言で2つのもの、すなわち破線部分と一重線部分が指し示されていると考えられる。では、「条理に」の「条理」と「条理上」の「条理」とでは、どちらの「条理」が規範的合意の成立の程度が高いと考えられるだろうか。本判決では、「条理に照らして」あるいは「条理に基づいて」、一定の「条理上の作為義務」が導かれているのであり、更に、引照されているものが最高裁判例であることから、「条理に」の方が、「条理上」よりも、規範的合意の成立の程度が高いと考えられる。では、法理念・法原則・条理法という区分を用いると、この2つの「条理」は、それらの区分にどのように対応するだろうか。この対応関係に答えるには、もう少し検討を進める必要がある。すなわち、それに解答するには、並列グループを点検する必要がある。但し、並列グループの点検は、第3章で行うことにする。以下では、まず、「上」系の下位分類と判決内容の分類との関係を確認しておく。

2.1.2.2 「上」系の下位分類と判決内容の分類との関係

「上」系の下位分類と判決内容の分類との関係は、「に」系のそれよりは、一定の関係がありそうである。すなわち、「の義務」系(91)は、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例(72)で、「当然」系(44)は、刑事上の注意義務と作為義務に関する判例(10)で多く用いられている。但し、「、」系(34)、「許容」系(13)には、判決内容の分類との関係は見られなかった。それでは、「の義務」系と「当然」系に見られる判決内容との関係は、一体、何を表しているのか。これらの関係の間にも、規範的合意の成立の程度において相違があるのではないかと考えられる。但し、これ

判決文における「条理」の意味

に答えるには、中間グループの分析をする必要がある。よって、3.1.5において、この問題への解答を試みたいと思う。

2.1.3 2つの可能性と暫定的解答

「に」と「上」との間にある、判決内容における顕著な相違は何を表しているのか。すなわち、その相違はいかなる社会的事実に対応しているのか。2つの可能性がある。1つ目は、最高裁判決の文言に下級審判決が従うということから生じる相違なのではないかという可能性であり、2つ目は、最高裁と下級審とが独立に一定の規範的合意に従って判決を下していることから生じる相違なのではないかという可能性である。但し、前者の場合には、次のことに注意しなければならない。文言上、最高裁判決に下級審が従っているととしても、認定している条理法の内容まで、最高裁判決に下級審が従っているかどうかを確認しなければならないということである。

そこで、本稿では、以上の2つの可能性を検討するために、4つの裁判例を取りあげて考察することで、暫定的な解答を試みておきたい。

2.1.3.1 マレーシア航空事件判決以後の2つの判例

東京高裁平成18年4月13日判決³¹（国際裁判管轄に関する判例）

<判旨>

「婚姻無効確認及び親子関係不存在確認の各請求訴訟においても、被告の住所は国際裁判管轄の有無を決定するに当たって考慮すべき重要な要素であり、被告が我が国に住所を有する場合に我が国の管轄が認められることは当然というべきであるが、被告が我が国に住

31 <1>婚姻取消、婚姻無効確認等反訴請求控訴事件、東京高裁平成18年4月13日判決。

所を有しない場合であっても、我が国と法的関連を有する事件について我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは否定し得ず、どのような場合に我が国の管轄を肯定すべきかについては、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である（最高裁平成八年六月二四日第二小法廷判決・民集五〇巻七号一四五一頁参照）。そして、婚姻無効確認等の請求訴訟が我が国の裁判所に反訴として提起された場合には、その請求が本訴と密接な関係を有する限り、反訴被告が応訴を余儀なくされることによる不利益があるとは認められないし、本訴と反訴とを併合審理することにより審理の重複や判断の矛盾を避け身分関係に関する紛争の画一的・一回的解決を図ることができるのであるから、特段の事情のない限り、我が国の国際裁判管轄を肯定するのが当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念に適するものと解される。」

最高裁平成8年6月24日第二小法廷判決³²（国際裁判管轄に関する判例）

<判旨>

「離婚請求訴訟においても、被告の住所は国際裁判管轄の有無を決定するに当たって考慮すべき重要な要素であり、被告が我が国に住所を有する場合に我が国の管轄が認められることは、当然というべきである。しかし、被告が我が国に住所を有しない場合であっても、原告の住所その他の要素から離婚請求と我が国との関連性が認められ、我が国の管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであり、どのような場合に我が国の管轄を肯定すべきかについては、国際裁判管轄に関する法律の定めがなく、国際的慣習法の成熟も十分とは言い難いため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の

32 <87>離婚等請求事件、最高裁平成8年6月24日第二小法廷判決。

判決文における「条理」の意味

理念により条理に従って決定するのが相当である。そして、管轄の有無の判断に当たっては、応訴を余儀なくされることによる被告の不利益に配慮すべきことはもちろんであるが、他方、原告が被告の住所地国に離婚請求訴訟を提起することにつき法律上又は事実上の障害があるかどうか及びその程度をも考慮し、離婚を求める原告の権利の保護に欠けることのないよう留意しなければならない。

以上から、平成18年判決は、平成8年判決を引用したうえで、一重線部分に示されている「条理」の具体的な内容を導いているが、その内容は、平成8年判決における「条理」の内容とは異なっている。更に、上記2つの判決はともに、マレーシア航空事件判決と同様の2つの法理念、すなわち、「当事者間の公平」と「裁判の適正・迅速の理念」に言及しているけれども、「条理」の具体的な内容（各判決とも一重線部分）は、マレーシア航空事件判決とも異なっている³³。要するに、法理念と、判決が「条理」と呼んでいる条理法に基づいて判決を下しているという点に関しては、マレーシア航空事件判決以降、踏襲されていると考えられるが、「条理」の具体的な内容は異なっているのであるから、単に文言を真似しているのではなく、実質的に、判決文で示されている法理念と条理法に基づいて判決を下すという論理構造を採用しているといえる。なぜなら、確定する条理法の内容が、事案ごとに、異なっているからである。

従って、国際裁判管轄に関する判決文の文言が似通ってくる理由は、単に

33 マレーシア航空事件判決と平成8年判決の間には、次のような相違が見られる。すなわち、マレーシア航空事件判決と同様に、平成8年判決も、地裁と高裁で判断が異なり、最高裁がそれに対して最終的な判断を下しているけれども、マレーシア航空事件判決に見られる論理構造は見られない。要するに、平成8年判決は、下級審判決を「原則」と「例外」に位置づけることなく、最高裁が独自に判断を下している。このことは、本判決が同じ最高裁判決であること、それゆえマレーシア航空事件判決を当然に立論の前提にしていることを示していると考えられる。ちなみに、上記論理構造については、次の文献を参照されたい。本多康作・前掲注(1)。

文言を真似しているからではなくて、実質的に、最高裁の決定に従っているということであり、当然のことではあるが、最高裁の決定は、先例として決定的な価値を有している、すなわち裁判官集団を拘束しているということである。そのうえで、重要なことは、事案ごとに確定される、判決が「条理」と呼んでいる条理法の内容が異なっているということであり、このことは、判例法としての条理法の存在を表しているのではないだろうか。判例法としての条理法とは、裁判官集団が一定の規範的合意を共有しているのではないかと、すなわち、裁判官集団のなかで、すでに合意が成立しているものを裁判官が確認していると考えることができるのではないだろうか。但し、判例法という表現には注意が必要である。この点に関しては、本稿の、おわりに、で触れることにしたい。

2.1.3.2 ニフティサーブ事件判決以後の2つの判例

東京地裁平成16年3月26日判決³⁴（民事上の作為義務に関する判例—2ちゃんねる関係—）

<判旨>

「本件掲示板は他人の権利を侵害する投稿がされる可能性が高いこと、被告は、このような本件掲示板を開設して管理運営していること、被告は、問題のある投稿を削除することができる立場にあり、また、一定の場合には削除する旨利用者に表明していること、被告は、本件各投稿当時、投稿者を特定することができる情報を保有していなかったから、投稿による被害者は投稿者に対して被害回復のための措置を講ずることが不可能であることを総合考慮すれば、被告は、他人の権利を侵害する投稿を削除すべき条理上の義務がある

34 <15>損害賠償等請求事件、東京地裁平成16年3月26日判決。

判決文における「条理」の意味

と解するのが相当である。

そして、プロバイダ責任制限法3条1項の趣旨にかんがみ、被告は、被害者からの申出等により、投稿によって他人の権利が侵害されていることを知ったとき又は他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由を有するに至ったときから、当該投稿の削除義務を負うものと解される。」

東京地裁平成15年7月17日判決³⁵（民事上の作為義務に関する判決—2ちゃんねる関係—）

<判旨>

「本件ホームページを管理運営することにより名誉や信用を毀損するなどの違法な発言が行われやすい情報環境を提供している被告は、本件ホームページに書き込まれた発言により社会的評価が低下するという被害を受けた者に対し、条理に基づき被害の拡大を阻止するための有効適切な救済手段として、当該発言を削除すべき義務を負う場合があるというべきである。もっとも、前判示第2の1（2）イのとおり³⁶、本件ホームページ上の発言の数は膨大であるから、被告がこれらの発言を逐一監視して違法な発言を直ちに削除することは事実上不可能である。したがって、被告は、本件ホームページにおいて他人の名誉や信用を毀損する発言が書き込まれたことを知り、

35 <30>損害賠償等請求事件、東京地裁平成15年7月17日判決。

36 前判示第2の1（2）イとは、次の部分を指している。「本件ホームページの利用者は、何人でも使用料を支払うことなくこれにアクセスすることができ、各掲示板を閲覧し、また、任意にその表明したい事柄（以下「発言」という。）を書き込むことができるが、メールアドレス等の利用者個人を識別するに足りる情報を本件ホームページ上に書き込んだり、登録したりすることは要求されていない。なお、本件ホームページには、平成13年8月現在で、1日当たり約80万件の書込みがあった。」

又は、知り得た場合には、直ちに当該発言を削除すべき条理上の義務を負っているものというべきである。」

以上から、平成16年判決と平成15年判決における「条理」の具体的な内容は、一重線部分で示されている通り、異なっている。但し、「条理上の義務」を構成する諸要素は、各判決ともに似通っている。これは、平成16年の判決文で引用されているように、平成9年のニフティサーブ事件第一審判決の後に成立した、いわゆるプロバイダ責任制限法（平成13年11月22日成立、平成14年5月27日施行）の影響によると考えられる³⁷。

従って、国際裁判管轄に関する判例と同様に、ネット上の作為義務に関する判例においても、事案ごとに確定される、判決が「条理」と呼んでいる条理法の内容は、似通っているが異なっており、このことは、うえで述べたように、判例法としての条理法という考え方を支持していると考えられる。

2.1.1.1で立てていた、「条理上」という表現よりも、「条理に」という表現の方が、規範的合意の成立の程度が高いのではないかという見通しに立って、以上、4つの裁判例と、2.1.2.1に検討を加えた。その結果、以上の4つの裁判例から、判例法としての条理法という考え方が支持され、2.1.2.1から、「に」と「上」との間にある、判決内容における顕著な相違は、判例法としての条理法において、規範的合意の成立の程度に違いがある、すなわち「に」の方が「上」よりも、規範的合意の成立の程度が高いらしいということがほぼ判明した。そこで以下では、この規範的合意の成立の程度について更に検討するために、中間グループの分析に入りたいと思う。

第3章 中間グループなどの分析・分類結果に対する更なる分析

37 なお、プロバイダ責任制限法が制定された経緯に関しては、例えば、次の文献を参照されたい。飯田耕一郎編『プロバイダ責任制限法解説』（三省堂、2002）。

3.1 中間グループを点検することにより見えてくること

中間グループとは、「と・として」(26)、「を」(20)、「の」(20)、「で」(10)、「が」(8) のことであった。では、中間グループを点検することにより何が見えてくるのだろうか。

多数グループの「に」系と「上」系では、「に」系の方が、「上」系よりも、規範的合意の成立の程度が高いと考えられた。ところで、規範的合意の成立の程度としては、例えば、次のような3つの段階を考慮することができると思われる。

①社会的事実として規範的合意が成立している（その段階にある）と認定している段階。②社会的事実として規範的合意が成立している可能性（準備）が整っていると認定している段階。③部分的には規範的合意が成立しているものの、社会全体では（社会全体の社会的事実としては）まだ成立しているとは言えないと認定している段階。

では、「に」系と「上」系は、このうちのどの段階に当てはまるだろうか。この問いに答えるために、中間グループを点検することが役に立つと思われる。すなわち、中間グループを点検することによって、上記3つの段階との関係で、「に」系と「上」系が、その段階のどれに該当するか、更に「上」系の下位分類である、「の義務」系と「当然」系に見られる判決内容との関係は何を表しているのか、ということが明らかになると思われる。

3.1.1 「を」系の分類

中間グループを点検するに当たって、まず、「を」系に着目することによって、分析方針を立てたいと思う。「を」系(20)の下位分類は、「根拠」系(4)、「尽くす」系(5)、「適用」系(2)の3つの系と「その他」(9)であった。「を」系に着目する理由は、「を」系の下位分類は、新たな3系統へと分類するのに適しているからである。そこで、まず、「を」系の分類表を確認しておきたい。表7が、「を」系の分類表である。

「を」系の下位分類を、新たな3系統へと分類したい。新たな3系統とは、

適用系、認定系、そして推論系である。「を」系の当初の分類との関係を示すと、次のようになる³⁸。「適用」系はそのままであるが、「根拠」系は推論系と、「その他」の一部は認定系と呼ぶことにしたい。では、当初の分類にある「尽くす」系はなぜ消えているのか。つまり、当初の分類である「尽くす」系は、なぜ、表7では、該当せず、と記載されているのか。

「尽くす」系は、実は、判決文を読んでみるとわかるように、裁判官が、「条理」を用いて法的な判断を下す場面に登場しているものではない。例えば、次のように用いられている。

「しかしながら、右新規採用者においては必ず組合員の説得に応じて就労を断念すべき義務があるわけのものではないのであるから、一応条理を尽して説得してもこれらの者が説得に応じない場合においては、組合員としてはその者の自由意思を尊重すべきは当然であつて、右の限度を超えて相手方の自由を阻害するような仕方執拗に有形力を行使してその者の通行を阻止したり押し返したり、或はそれ以上に強力な暴力を振うようなことは最早や正当な行為の限界を逸脱した場合により刑事上の責任を生ずるものというのほかない³⁹。」

以上から、条理を尽した説得とは、いわゆる平和的説得のことであることがわかる。したがって、「尽くす」系は、本稿の目的との関係から考慮に入れないこととした。では、新たな3系統は、何を表しているのだろうか。

適用系は、条理法がすでに確立している場合に、認定系は、条理法をその場で認定している場合に、そして推論系は、条理法はまだ確立していないけれども、その前段階にあり、条理法の候補をあげて、もしそれが条理法として確立しているとする、当然・・・ということが言えるという場合に、用いることとする。適用系と認定系はわかりやすいと思われるので、ここでは、なぜ、当初の「根拠」系を推論系と考えたのかを説明しておきたい。

38 「を」系の、当初の分類と新たな3系統への分類との関係は、表7を参照されたい。

39 <273>傷害被告事件（人世坐争議事件）、東京地裁昭和昭和36年1月16日判決。

判決文における「条理」の意味

「根拠」系を推論系とした理由は、判決文では、「根拠」という言葉を、裁判官が推論をする場合に用いているのではないかと考えたからである。すなわち、「条理」を根拠として結論があるということである。言い換えれば、実際には「条理」(条理法)が確立しているとは言えない状態で、仮に条理法が確立しているとすれば、・・・であるという結論が導き出されるという推論過程を論じているのではないかとということである。判決文では、「根拠」という言葉を、以上の意味で用いているのではないかと考えたのである。

そして、新たな3系統である、適用系、認定系、そして推論系を用いると、残りの中間グループも、適切に整理することが可能であると考えられる。適切に整理するとは、本稿での分析視点の1つである規範的合意との関係で、分類したデータを整理するということである。従って、新たな3系統を用いて、残りの中間グループを整理しておきたい。

3.1.2 「の」系の分類

「の」系(20)の下位分類とは、「観点」系(4)、「内容」系(5)、「名によって」系(4)、「存在」系(2)、「現れ」系(2)の5つの系と「その他」(3)であった。表8として示した、「の」系の分類表からもわかるように、「の」系は、「条理」の諸側面を捉えるのに適している。表8が、「の」系の分類表である。

表8からわかるように、「の」系には3系統の全てが登場している。これは、「の」系が条理のほぼ全ての側面を伝えていることと関係していると思われる。そこで、当初の分類と新たな分類との関係に触れておきたい。

「内容」系は、文字通り、この部分が条理の内容であると認定していると思われる。

「名によって」系は、例えば、以下のように用いられており、認定を表わしていると思われる。

「以上の諸基準はすべて憲法の諸原則に違反していない。従って、国籍法改正に当って、そのうちのどれを採用するかは立法府である国会の自由であ

る。このような場合には、司法府である裁判所は、条理の名によつて、特定の基準を採用してこれを実在の法として適用することはできないものと云わなければならない。要するに、国籍付与制度自体の違憲性を論じ、合憲の国籍法を制定するのは、国会の権限でありかつ義務であつて、裁判所の権限でもなく又義務でもないのである⁴⁰。」

「存在」系は、例えば、以下に引用したように、条理が確立している、あるいは確立していないことを表しており、適用系であると思われる。従つて、「肯認しがたい」という場合には、確立しているとは言えないということを表していると思われる。

「大日本帝国憲法には日本国憲法第二九条第三項のごとき規定を欠いているのみならず、そもそも正当補償の観念、内容が必ずしも一定したものではなく、補償を与えるかどうかその程度をいかに定めるか等は終局的には立法政策によって左右しうるところと解しうるのであり、ことに本件のような占領軍による調達における補償責任を、占領法体系下においては否定されているにもかかわらず、当然に被控訴人においてこれを負担すべきであるとの条理の存在はただちに肯認しがたいというべきである⁴¹。」

「観点」系は、例えば、以下のように用いられており、推論を表していると思われる。

「当裁判所は適用すべき準拠法の内容が不明である場合には、条理によつて、換言すれば当該国法秩序の全体からみた拡張・類推解釈、条理等によつて当該事件につき当該外国法秩序においておそらく妥当と思われる法を発見すべきものと解する。そこで本件において申立人が相手方に対し認知を求めることが上記のような条理の観点から、マレーシア国において許されるものかどうかを考える⁴²。」

40 <168>国籍確認請求控訴事件（国籍法2条合憲判決の控訴審判決）、東京高裁昭和57年6月23日判決。

41 <234>損失賠償金増額請求控訴事件、東京高裁昭和43年12月21日判決。

42 <209>認知事件、札幌家裁昭和49年7月23日審判。

判決文における「条理」の意味

「現れ」系は、例えば、以下のように用いられ、推論を表していると思われる。

「かねて前記のような広告欄開放の方針を標榜し、自らこれを高く評価してきた被告としては、その方針に従った申入に対してはこれを拒否する権利を予め一括して放棄したも同然であり、特定の申込者に対して何らかの理由を持ち出してその掲載申込を拒否することは権利の濫用と判断してよいであろう。これを条理の一つの現われとしてもよい⁴³。」

以上をまとめると、「内容」系と「名によって」系は認定系へ、「観点」系と「現れ」系は推論系へ、「存在」系は適用系へと読み替えることができる。

3.1.3 「と・として」系の分類

「と・として」系(26)の下位分類は、「是認」系(6)、「の」系(4)、「と」系(6)の3つの系と「その他」(10)である。表9が、「と・として」系の分類表である。

表9からわかるように、「と・として」系の新たな分類としては、認定系と適用系の2つがあることがわかる⁴⁴。

認定系の例としては、次のものがある。「次に、民訴法二〇〇条所定の『法令又ハ条約ニヨリ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セザルコト』とは、当該外国の裁判所が、わが国の国際民訴法の原則からみて、その事件につき、国際裁判管轄権を有すると積極的に認められることを要するものと解すべきところ、わが国においては、現在、明文の国際民訴法規はないので、わが国の国際裁判管轄権は、条理としての国際民訴法によってこれを定める外はない⁴⁵。」

43 <197>反論文掲載請求訴訟事件（サンケイ新聞意見広告に対する反論文掲載請求事件第一審判決）、東京地裁昭和52年7月13日判決。

44 すでに1.1.3で触れたことであるが、表9中にある<197>の「と」は、並列を表していると考えられるので、並列グループのなかに含めて検討することとする。

45 <122>外国裁判所判決の執行判決請求控訴事件、大阪高裁平成4年2月25日判決。

適用系の例としては、次のものがある。「しかしながら、昭和二八年法律一七三号によつて規定された実質課税の原則（所得税法三条の二）は、同法規制定前から税法上条理として是認されていたものであり、前記法条はこれを明文化したにすぎないものであつて、被告人《乙1》に対する本件課税は何ら所得税法第三条の二、同附則三項の解釈を誤つた点は認められずこの点に対する原判示は正当である⁴⁶。」

但し、本来は、「と・として」系は、基本的には認定系であると思われる。なぜなら、当初の分類である「是認」系は、本来、認定系であると考えられるのであるが、判決文では、それらはいずれも、過去形で用いられているからである。すなわち、これは、すでに先行する判決により認定が行われ、条理法として確立していることを示しており、それゆえ適用系として分類したということである。

3.1.4 「で」系と「が」系の分類

「で」系(10)の下位分類は、「ある」系(9)と「その他」(「なければならぬ」)(1)であり、「が」系(8)の下位分類は、「ある」系(3)、適用系(2)、「存在」系(2)、そして「その他」(「導き出される」)(1)であった。表10が、「で」系、表11が、「が」系の分類表である。

表10から、「で」系は、基本的には適用系であるが、「と解すべきである⁴⁷」、「なければならぬ⁴⁸」といった当為を表す語句と結びついているときには、認定系であると思われる。認定系の例をあげておく。

「離婚の準拠法は、法例第十六条本文によつて、離婚原因発生当時の夫の本国法によると定められ、何等の国籍を有しない場合は、同法第二十七条第二項によつて、その住所地法を以て本国法と看做し、その住所が知れないと

46 <253>所得税法および法人税法違反被告事件、最高裁昭和39年9月17日第一小
法廷判決。

47 <240>認知請求事件、横浜地裁昭和41年12月22日判決。

48 <241>交通事故による損害賠償請求事件、東京地裁昭和41年11月16日判決。

判決文における「条理」の意味

きは、その居所地法によると定められているところ、原告は、本訴において現在の婚姻状況が離婚原因発生理由である旨主張しているが、後記認定のとおり、夫たる被告は無国籍人であり、かつ、現在の住所地も居所地も知ることができないから、夫たる被告の本国法を知ることができず、結局、本訴における離婚の準拠法は条理であると解すべきである⁴⁹。」

表11から、「が」系は、基本的には⁵⁰適用系であると思われる。「が」系が、基本的に適用系である理由は、「の」系の下位分類である「存在」系を適用系とした理由と同様である。

3.1.5 まとめ

以上、新たな3系統を利用することによって、中間分類をすべて、本稿の分析視点の1つである規範的合意との関係で、整理し直すことができた。従って、以下では、本章での冒頭の問いに解答したい。但し、その問いに解答するためには、3つの段階として示した規範的合意の成立の程度と、適用系・認定系・推論系との関係を明らかにしておく必要がある。そのために、再度、それぞれを確認しておきたい。

規範的合意の成立の程度としては次の3つの段階を想定した。①社会的事実として規範的合意が成立している（その段階にある）と認定している段階。②社会的事実として規範的合意が成立している可能性（準備）が整っていると認定している段階。③部分的には規範的合意が成立しているものの、社会全体では（社会全体の社会的事実としては）まだ成立しているとは言えないと認定している段階。

適用系・認定系・推論系という用語で次の内容を想定した。適用系は、条理法がすでに確立している場合に、認定系は、条理法をその場で認定してい

49 <302>離婚請求事件、神戸地裁昭和30年12月19日判決。

50 基本的にはとしたのは、表11の判例番号60にある「が」は、推論系であると思われるからである。

る場合に、そして推論系は、条理法はまだ確立していないけれども、その前段階にあり、条理法の候補をあげて、もしそれが条理法として確立しているとすると、当然・・・ということが言えるという場合に、用いられていると想定した。

以上から、基本的には、①と適用系、②と認定系、そして③と推論系が対応していると考えられる。但し、1つだけ問題がある。それは、推論系が、いつも、③に対応するのかという問題である。この問題を検討するために、2.1.2.2で扱った「上」系の下位分類である、「の義務」系と「当然」系が、判決内容の分類との間に示していた一定の関連を思い出してみたい。

「の義務」系(91)は、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例(72)で、「当然」系(44)は、刑事上の注意義務と作為義務に関する判例(10)で、多く用いられていた。では、「当然」系で用いられている、「条理上当然」とは何を表しているのか。次のように考えることができる。「当然」は、基本的には、推論の確実性を述べていると。要するに、「条理」が条理法として確立していれば、当然・・・のような結論が引き出されるということであり、「当然」とは、形式的な推論が当然に成り立つということである。但し、「当然」が刑事事件で用いられていることとの関係で、つまりは、罪刑法定主義との関係で、以上の推論の当然性の他に、もう1つの当然性もあると思われる。それは、条理法の内容の当然性である。すなわち、推論の当然性の前提である条理法が、当然に認定できるという内容の当然性である。従って、刑事事件で用いられている「当然」とは、推論の当然性と内容の当然性のセットによって、条理法が確立していれば、当然・・・という結論になるという論理構造になっているのではないかということである。そして、以上のような論理構造を採用しなければならない理由としては、刑事事件に関しては、罪刑法定主義があるからであり、それゆえ条文上の根拠なしに、「義務」を認定しにくいのではないだろうか。それに対して、民事上ないし行政上の注意義務と作為義務に関する判例で、「の義務」系が登場するのは、民事事件においては刑事事件に比べると、過失の内容を「条理上

判決文における「条理」の意味

の義務」として認定しやすいと思われる。

但し、「の義務」系と「当然」系とが2つ重ねて用いられている場合もある⁵¹。その場合は、何を表しているのか。「当然」と「の義務」とを重ねて用いることで、条理法として確立している度合いの高さを、すなわち①に対応する段階にあることをと示しているものと考えられる。

従って、以上から、推論系は、単純に③と対応するわけではなく、①ないし②に対応する推論系もあると考えられる。そして多くの場合、推論系は、結論を肯定するときには①ないし②として、結論を否定するときには③として機能していると考えられる。以上を前提として、本章の冒頭の問いに解答すると、以下のようになると思われる。

「に」系と「上」系では、どちらの場合も、多くの場合に「条理」を用いて結論が肯定されていること、そして「に」系の方が、規範的合意の成立の程度が高いと考えられたことから、基本的には、「上」系は、②に対応し、「に」系は、①に対応すると考えられる。ちなみに、日本語の意味・機能の観点から、「に」と「上」のそれぞれの意味・機能を確認すると次のようになる。例えば、日本語文型辞典によると⁵²、「じょう」とは、「その見地からいうと」、「その点で」という意味であり、「にしたがって」とは、「人、規則、指示などを表す名詞を受けて、それに逆らわずに言うなりになって、指示通りに行動して、という意味を表す」という。それゆえ、「に」や「上」と、規範的合意との関係については、日本語の文型と本稿での分析から、次のように言うことができるのではないだろうか。例えば、「条理に従って」とは、規範的合意が確立している条理法の規定に従って、という表現を省略しているのではないか。「条理上」とは、条理法の見地からいうと、すなわち条理法の表^{おもて}に現われてきているところからすると、ということであり、規範的合意が^{ほぼ}確立している状態を指しているのではないかと。

51 例えば、<337>、<327>、<215>などがそれである。

52 グループ・ジャマシイ編『教師と学習者のための日本語文型辞典』(くろしお出版、1998)。

そして、「上」系の「の義務」系と「当然」系では、「当然」系の方が、規範的合意の成立の程度が、「の義務」系よりも高いと考えられ、「当然」系と「の義務」系とが二重に用いられた場合には、規範的合意の成立の程度が特別に高いと考えられる。従って、二重に用いられた場合は、「に」系と同程度の、すなわち規範的合意の成立の程度としては①の段階にあるのではないかと考えられる。そして、刑事事件に関しては、罪刑法定主義との関係で、「に」系を用いることが困難なので、「当然」と「の義務」を二重に用いることが多いのではないかと思われる。

では、規範的合意の成立の程度が、用語法との関係で、以上のように分類できるとして、社会的事実としての規範的合意の範囲は、どのように考えることができるだろうか。それに解答するには、並列グループを点検することが必要となる。但し、その前に、少数グループを点検しておきたい。それによって、何が見えてくるだろうか。

3.2 少数グループを点検することにより見えてくること

少数グループとは、「は」(4)、「から」(3)、「ナルモノハ」(2)、「換言すれば」(1)、「そのものから」(1)、「内容」(1)、「ナキモノ」(1)、「ナリ」(1)、「より」(1) のことであった。では、少数グループを点検することにより何が見えてくるだろうか。まず、少数グループの分類表を確認しておきたい。表12が、少数グループの分類表である。

表12からわかるように、実は、少数グループの大部分は、適用系・認定系・推論系の3系統に分類することができる。そうすると、残りは、「ナルモノハ」、「換言すれば」、そして「は」のうちの1つにある「法源性」について述べられたものということになる。ちなみに、「法源性」については、少数グループの「は」の他にも、中間グループの「の」系の「その他」の箇所にも登場していた。そこで、「法源性」に関しては、ここで特別に扱って

判決文における「条理」の意味

おきたい⁵³。

では、「法源性」、「換言すれば」、そして「ナルモノハ」は、一体、何を表しているのか。これらは、裁判官が実質的に条理の内容や性質について発言しているものであると考えられる。従って、これらは、個々の裁判官が、「条理」について抱いている意見の1つであり、ある裁判官が、「条理」をどのように考えているのかを知るのに役立つと言える。但し、これは1つの意見であり、本稿の分析視点である、規範的合意や、法理念・法原則・条理法とは、直接的には関係していない。それらを考えるうえで、1つの参考になるに過ぎないということである。それを前提としたうえで、以下では、それぞれの判決文の文言を確認していきたい。まずは、「法源性」から。

「条理は、一般的にはその法源性を肯定できるとしても、その内容が抽象的であり、その意味するところが一義的に明かかではないため、裁判規範としては不十分かつ不完全なものであることは否定できず、裁判規範としての条理を肯定することには慎重でなければならない⁵⁴。」

「条理の法源性については問題があるが、これを肯定するとしても明治八年の裁判事務心得（大政官布告一〇三号）にあるとおり、或る具体的生活事実関係について規律すべき制定法（成文）又は慣習法がないとき又はその法規の具体的内容が示されていないときにおいて始めて潜在的理念としての条理により裁判をなすことが要求される。これを本件についてみるに、原告は戦争目的遂行のために土地を軍に売渡した場合、右売買契約において何らの特約がなくとも終戦と同時に一方的に条理に基づき旧売主（又はその一般承継人）において右目的物の返還請求権が発生するというが、条理によるもかかる一方的返還請求権の発生を肯定すべき根拠は見出しえない⁵⁵。」

53 「法源性」に関しては、用語法の分析（あるいは形式的な分節化）から離れて、それのみを特別に取り扱う理由は、本稿の冒頭の問い、すなわち、私法法源としての条理とは、制定法や慣習法や判例法とどのような関係にあるのだろうか、という問いに直接的に関係しているからである。

54 <69>損害賠償等請求事件、広島地裁平成11年3月25日判決。

55 <232>所有権移転登記等請求事件、大阪地裁昭和44年1月23日判決。

以上から、どちらの裁判例においても、条理の「法源性」については慎重な態度がとられているけれども、その「法源性」を一応肯定していることが見て取れる。但し、前者は、「裁判規範としての条理」として、そして後者は、「潜在的理念としての条理」として表現されている。果たして、条理の「法源性」は、裁判官集団によって認められているのか。認められているとすれば、条理の「法源性」とは具体的にはどのようなものなのか。本稿の課題である、判決文における「条理」の意味の解明は、この問題と同型である。従って、本稿の検討を終えれば、この「法源性」の問題にも答えることが可能となるといえる。それでは次に、「換言すれば」と「ナルモノハ」についても判決文で確認しておきたい。

「換言すれば」については、東京地裁昭和26年判決で、次のように述べられている。「よつて進んで原告の条理に基く予備的請求につき按ずるに、今日各国の憲法に『正当補償』に関する規定があり、個人の財産を無償で徴収しないことを原則としていることは原告所論の通りであるが、法律の規定によれば補償を与えずとも財産権の公用徴収を為し得ることを定めた憲法もあり、又正当補償の観念の内容も必しも一定したものではなく、立法の目的と当時の社会状況によつて定めらるべきものであつて、本件の如き旧敵産の譲受人が敗戦の結果戦勝国の要求に基き国家より財産の返還を命ぜられた場合において国家は返還者に対し右財産の返還当時の時価相当の補償を為すことが今日の文明国の政府の行動を支配する当然の条理であるとの原告の主張は遽に首肯し難い。のみならず、元來条理換言すれば自然的な正義原理は法の全体系に貫流する理念として法の解釈適用を指導する倫理的規準であり実定法の基礎をなし実定法規範も大局的にはこれが表現であるけれども、それが実定法上の細目の規定によつて具体的に表現されない限り条理そのものから直ちに実定法上の具体的な権利を認めることはできない。従つて条理に基く原告の請求も到底これを認容し難い⁵⁶。」と。

56 <319>損害賠償請求事件、東京地裁昭和26年3月1日判決。

判決文における「条理」の意味

「ナルモノハ」については、大審院明治40年7月4日判決で、次のように述べられている。「条理ナルモノハ国民ノ性情ト和合セサルヘカラス故ニ人情ト相容レサルモノハ条理ニアラス而シテ義侠ハ我国特有ノ美風ニシテ報酬ヲ予期シテ人ノ危難ニ赴クカ如キハ我同胞ノ人情ニアラス夫ノ海陸水火ノ危難ニ際シ人ヲ救助スルハ世其例乏カラスト雖モ之カ報酬ヲ強求スルノ権利アリト信スル者ハ絶無ナラン又条理ナルモノハ偏通的の性質ヲ有ス故ニ条理ニ水陸ノ分界アル可ラス左レハ海上ニ於テ遭難ノ船舶ヲ救護シタル者ニシテ条理上報酬ヲ請求スルノ権利アリトスレハ陸上ニ於テ他人ノ財産ヲ救護シタル者例ヘハ火災ノ際延焼ヲ防止シテ他人ノ家屋ヲ救フタル者ノ如キモ亦報酬ヲ請求スルノ権利ナカル可ラス若シ前者ノ場合ニ報酬ヲ請求スルノ権利アリ後者ノ場合ニ之ナシトセハ条理上如何ナル論拠アリテ之ヲ区別スル乎原院カ被上告人ノ報酬請求権ヲ以テ条理ニ合ヘリト為シタル理由ハ主トシテ海運ノ安全ヲ保スル為メスル権利ヲ認ムルノ必要アリト云フニ在リ是レ畢竟立法論ニ外ナラス断シテ条理ノ説明ニアラサルナリ抑モ海難救護者ニ報酬ヲ得セシムルノ法則ハ本来一種ノ政策ニ出タルモノニシテ其目的トスル所ハ海上ノ危難ニ対シ救護ヲ奨励スルニ在リ決シテ条理上当然ノ事項ヲ定ムルモノニアラス⁵⁷」と。

以上のように、裁判官自身が、「条理」それ自体の、あるいは「条理」の性質の説明を試みている判決文は、上記引用の2つの裁判例のみではないかと思われる⁵⁸。上記2つの裁判例では、裁判官自身が、その職業に携わる意義について根本的な信念を語っていると解され、そして「法源性」についても、裁判官自身が、その職業に携わる意義について自らの信念を語っていると解される。

では、このような「条理」それ自体の説明は、なぜ殆どなされないのか。

57 <345>船舶救助報酬請求ノ件、大審院明治40年7月4日判決。

58 もちろん、「TKC法律情報データベース」での検索対象を「全文」まで含んで検索した場合には、もっと多くの裁判例で裁判官が「条理」それ自体の説明を試みている可能性が高い。

その理由としては、次のことが考えられる。制定法の国である日本において、判例法としての条理法である「条理」を、正面から論じることには困難があると。しかし、ある裁判官の個人的な意見であったとしても、「条理」を考えるうえでは参考になるといえる。但し、注意を要するのは、繰り返しになるが、少数グループにおける裁判官の個人的な意見の表明は、多数グループや中間グループで行ったデータ分析という量的な処理の結果の分析から見えてくるものとはその性質が異なっており、それゆえ、少数グループの点検から見えてくるものは、確かに貴重なものではあるが、ある裁判官の個人的な意見の表明に止まらざるを得ないということである。

3.3 並列グループを点検することにより見えてくること

並列グループには、「等」(28)、「又は」(5)、「ないし」(4)、「及び」(3)、「、」(2)、「も」(2)、「や」(1)、「と」(1)が含まれる。では、並列グループを点検することにより何が見えてくるのか。まず、並列グループの表を確認しておきたい。表13が、並列グループの分類表である。

並列グループを点検することにより、まず、「条理」と並列する用語は何か、すなわち、「条理」と同格の用語は何かが見えてくる。「条理」と並列する用語(67)を、表13を基礎にして取り出すと、以下ようになる。

「公平」(8)、「正義」(7)、「衡平の原則」(2)、「社会通念」(4)、「経験則」(2)、「実験則」(1)、「信義則」(2)、「B規約二三条の趣旨」(2)、「基本的人権の尊重」(1)、「権利濫用の禁止」(1)、「公共の福祉の維持」(1)、「公序良俗」(1)、「事情変更の原則」(1)、「慣習」(20)、「人格権」(2)、「憲法」(1)、「条約」(1)、「法令」(3)、「法律」(2)、「成文」(1)、「民法」(1)、「契約」(2)、「拡張・類推解釈」(1)、という語が、「条理」と並列して用いられている。

そこで次に、並列グループの下位分類に着目することにした。表14が、並列グループの下位分類表である。

表14からわかるように、並列グループの下位分類では、全ての下位分類が、何らかの系統に分類できているわけではない。これは、少数グループが

判決文における「条理」の意味

点数の少なさゆえに、下位分類を系統的に分類できなかったことと同じ理由である。しかし、並列グループにおいても、さしあたって分類することができた下位分類に着目することで、うえで確認した「条理」と同格の用語を、更に分類することが可能であると考え。そこで、並列グループの上位分類である「ないし」系の下位分類、すなわち「社会通念」系と「慣習」系に着目したい。

「ないし」系に着目する理由は、「ないし」という接続詞が、ある機能や特性において、連続的なものを並列するとき用いられる接続詞であり、「条理」と同格の用語を分析する場合に有効であると考えからである。では、「社会通念」系と「慣習」系に着目することで、何が見えてくるのか。

「条理」は、「社会通念」とも「慣習」とも並列して用いられているけれども、この2つは非常に性格が異なるといえる。要するに、判例のいう「慣習」とは、法慣習（法律上の慣習）、ないしは慣習法のことではないか、そして判例のいう「社会通念」とは、人々が一般に共有している考え、ないしは意見のことではないかということである。言い換えると、前者は、実定法と並ぶ、基本的に、社会的な practice として行われているものであり、従って実際に存在しているものであるが、後者は、通念であるので、心のなかに存在するものであり、一般の人々が抱いている考え、ないしは意見なのではないかということである。従って、両者は、存在性格の点と、それらが通用する範囲の点で、異なっているのではないかと考えられる。そこで、範囲の点に絞って、以下で検討したい。

例えば、表13にある判例番号119（枝番号253）の「慣習上の義務」とは、それが道徳上の義務なのか、法律上の義務なのかを考えると、それが判決文で用いられていることから、慣習法上ないし法慣習上の義務であることは明らかであり、それゆえ、それが通用している（あるいは理解できる）範囲は、法律家団体であると考えられる。それに対して、「社会通念」は、広く一般社会（あるいは日本社会）が抱いている通念であり、それが通用している（あるいは理解できる）範囲は、日本社会全体であると考えられる。

では、以上の区分、すなわち法律家団体か日本社会かという区分を用いると、うえで確認した「条理」と同格の用語は、どのように整理することができるだろうか。次のように整理できるのではないと思われる。

「公平」(8)、「正義」(7)、「衡平の原則」(2)、「社会通念」(4)、「経験則」(2)、「実験則」(1)、「信義則」(2)、「B規約二三条の趣旨」(2)、「基本的人権の尊重」(1)、「権利濫用の禁止」(1)、「公共の福祉の維持」(1)、「公序良俗」(1)、「事情変更の原則」(1) は、日本社会において通用しているものであり、「慣習」(20)、「人格権」(2)、「憲法」(1)、「条約」(1)、「法令」(3)、「法律」(2)、「成文」(1)、「民法」(1)、「契約」(2)、「拡張・類推解釈」(1) は、法律家団体の内部において通用しているものであると。

では、本稿の分析視点の1つである法理念・法原則・条理法という区分は、以上の区分とどのような関係にあるだろうか。法理念、例えば「当事者間の公平」や「裁判の適正・迅速を期するという理念」に関しては、マレーシア航空事件判決における判決文の分析から、専門の法律家以外には、その用語の専門性、例えば「当事者」という用語の意味を理解できないということを経由し、法律家団体の内部において通用しているものであると考えた⁵⁹。だとすると、法原則・条理法という区分と、上記の区分との関係が問題となる。

マレーシア航空事件判決では、「条理」の具体的な内容は、「わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民訴法二条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同四条）、義務履行地（同五条）、被告の財産所在地（同八条）、不法行為地（同一五条）、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させる〔べきである—筆者〕」として示され、ニフティサーブ事件判決では、「条理上の作為義務」とは、「少なくともシスオペにおいて、その運営・管理するフォーラムに、他人の名誉を毀損する発言

59 そのように考えられる理由については、次の文献を参照されたい。本多康作・前掲注（1）。

判決文における「条理」の意味

が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合には、当該シスオペには、その地位と権限に照らし、その者の名誉が不当に害されることがないように必要な措置をとるべき」義務のことであった。

以上から、判決文における「条理」とは、かなり具体的な内容を持ったものであり、“もしAであるならば、Bであるべし”という形式で表現可能な仮言命題の形式をしていることがわかる。更に、2.1.3.1と2.1.3.2での検討から、確定される「条理」の内容も事案ごとに異なっていることも判明した。それゆえ、マレーシア航空事件判決の分析をもとに、以上のものを条理法と呼んだ。従って、以上の特徴から、条理法は、「慣習」(20)、「人格権」(2)、「憲法」(1)、「条約」(1)、「法令」(3)、「法律」(2)、「成文」(1)、「民法」(1)、「契約」(2)、「拡張・類推解釈」(1)と、法原則は、「公平」(8)、「正義」(7)、「衡平の原則」(2)、「社会通念」(4)、「経験則」(2)、「実験則」(1)、「信義則」(2)、「B規約二三条の趣旨」(2)、「基本的人権の尊重」(1)、「権利濫用の禁止」(1)、「公共の福祉の維持」(1)、「公序良俗」(1)、「事情変更の原則」(1)と同格であると考えられる⁶⁰。それゆえ、法原則は日本社会において広く通用しているのに対して、条理法は法律家団体の内部で通用していると考えられるのである。

但し、本稿の分析視点の1つである法理念・法原則・条理法という区分と、上記の「条理」と同格の用語との間には、注意すべき点がある。それは、以上の検討からわかることであるが、法理念は、「条理」のなかに含まれていないということである。そのことは、例えば、マレーシア航空事件判決で登場する法理念である「当事者間の公平」という用語を、上記の「条理」と同格の用語と比べてみるとわかる。例えば、「衡平の原則」と「当事者間の公

60 但し、この区分は、暫定的なものである。本稿で用いたデータと分析視点とから言えることは、本文で述べた通りであるが、現時点において、法原則として区分されたもの、例えば、「経験則」についても、今後、本稿で行った分析と同様の分析をデータベースなどを用いて行ったならば、更に詳細な区分が可能となり、法原則と呼んでいるものの内実も明らかになると思われる。

平」とでは、「当事者」という用語の点で、両者には大きな違いがあると言える。「当事者」という用語の専門性を考えてみれば、そのことは明らかである。従って、判決文に表われる「条理」には、法原則と条理法の2つがあると考えられる。

では、本稿におけるもう1つの分析視点である規範的合意との関係で、法原則と条理法は、どのように考えることができるだろうか。要するに、以上の議論を、規範的合意の成立の程度と範囲という視点から、法原則と条理法の内容として、それぞれまとめるとどうなるだろうか。

条理法は、法律家団体が形成した規範的合意の成立の程度に関わる概念であると考えられる。すなわち、本稿において議論してきたことは、法律家団体の内部で、規範的合意が確立しているのか、あるいは確立する寸前なのか、それとも生成途上の段階にあるのか、ということだったのである。それに対して、法原則は、一般社会が抱いているものであり、こちらは規範的合意とは異なった概念であるといえ、社会通念と似たものであると考えられる。すなわち、社会通念とは、コミュニケーション的行為を通じて、論拠に遡って明確に吟味された合意に基づくものではなく、各個人が事実としてばらばらに抱いている考えないし意見であるといえる。それゆえ、法原則も、コミュニケーション的行為を通じて、論拠に遡って明確に吟味された合意に基づくものではなく、各個人が事実としてばらばらに抱いている考えないし意見であると思われる。

従って、判決文における「条理」とは、上記の意味での条理法と法原則を含んだ用語であると考えられる。

おわりに

以上、判決文における「条理」の意味を明らかにするために、判決文に登場する「条理」を用語法の分析と判決内容の分類という2つの観点から探求を推し進め、その結果を規範的合意と、法理念・法原則・条理法という2つの視点から更に分析を試みた。その結果、「条理」という用語には、法原則

判決文における「条理」の意味

と条理法という2つの意味合いが含まれており、条理法は規範的合意に関わる概念であるが、法原則はそれに関わる概念ではないことが判明した。要するに、条理法は、法律家団体の内部で通用している、法律家団体が形成した規範的合意の成立の程度に関わる概念であるが、法原則は、日本社会において広く通用している、各個人が事実としてばらばらに抱いている考えないし意見なのではないかということである。では、以上の分析の結果から何が言えるのか。つまるところ、条理法とは何であるのか。この問いに答えることは、本稿の冒頭の問いに解答することを意味している。冒頭の問いを確認しておく。

私法法源（あるいは民事裁判の基準）としての条理とは、制定法や慣習法や判例法とどのような関係にあるのだろうか。それらとどこが同じでどこが異なっているのだろうか。そもそも裁判基準としての条理とは、一体どのようなものなのか。条理は民事裁判においてのみ用いられる基準なのだろうか。

冒頭の問いに対しては、次のように答えることができると思われる。判決文における「条理」には、2つの意味、すなわち法原則と条理法という意味が含まれていたけれども、その内実が本稿の分析視点との関係で明らかになったのは、条理法に関してのみであると。そして規範的合意の成立の範囲から、条理法とは、制定法、慣習法と並ぶ、第三の実定法なのではないかと。では、第三の実定法とは何か。判例法とはどのような関係にあるのか。

本稿での検討からわかるように、条理法とは、明文の根拠のない実定法の一種であると考えられる。だとすれば、条理法とは判例法の一つと言えるのか。

日本における判例法とは、通常、制定された条文の解釈にもとづいて裁判所が生み出した法のことであり、それに対して、英米法における判例法は、制定された条文の解釈にもとづかない裁判所が生み出した法のことであると言える。そうすると、条理法とは、英米法における意味での判例法ということになりそうである。すなわち、日本においては、英米法における意味での判例法を作り出す場合に、「条理」という用語を用いているのではないか

と考えられるのである。それゆえ、本稿では、条理法を分析するための視点として、規範的合意という概念に着目したのである。なぜなら、裁判官は、「条理」を用いて、法的な問題に判断を下しているのであり、だとすれば、制定された条文でなくとも、何らかの根拠にもとづいて判断を下していると考えられるからである⁶¹。但し、以上の考え方は仮説に止まる。そして、この仮説を検証するためには、例えば、マレーシア航空事件判決を中心とした、国際裁判管轄に関する一連の裁判例を分析する必要があると思われる。そしてその分析は、同時に、条理法生成のプロセスについても明らかにすることになると思われる。但し、この検証は今後の課題である⁶²。

61 ちなみに、本稿では、規範的合意の成立の程度として、3つの段階、すなわち、①社会的事実として規範的合意が成立している（その段階にある）と認定している段階、②社会的事実として規範的合意が成立している可能性（準備）が整っていると認定している段階、③部分的には規範的合意が成立しているものの、社会全体では（社会全体の社会的事実としては）まだ成立しているとは言えないと認定している段階、を想定したけれども、4つ目の段階を想定することも可能である。4つ目の段階とは、裁判官個人、あるいは少数の裁判官が信念としてそれを抱いている段階のことである。しかし、この4つ目の段階は、本稿で想定した3つの段階とは、次元を異にしている。なぜなら、ハーバーマスの用語で言えば、本稿で想定した3つの段階は、社会的世界に属する問題であるが、4つ目の段階は、主観的世界に属する問題だからである。そして、本稿は、前掲注（1）を議論の前提としているため、4つ目の段階を想定することは不要であると考えた。なぜなら、仮に4つ目の段階として条理法を想定するならば、一円一億が直面した困難に陥ることになるからである。詳しくは、前掲注（1）を参照されたい。

62 今後の課題としては、他にも、以下のものが考えられる。まず、法原則とは何かを検討していくことが重要である。例えば、本稿において法原則と考えられたものを、順次、本稿と同様の検討を進めていくことが必要であると思われる。さしあたっては、注60で述べたように、経験則の調査が筆者の課題である。更に、本稿での検討によって、「条理」が、民事裁判のみではなく、刑事裁判においても用いられていることが明らかとなった。この事実と刑事法源としての条理法源の地位という問題及び明治八年太政官布告第一〇三号裁判官事務心得第三条の刑事法への適用如何の問題との関連については、例えば、杉山直治郎「明治八年布告第百三十三号裁判官事務心得と私法法源」『法源と解釈』（有斐閣、1957）90頁（註2）に、「刑事法源として慣習法並に條理法源の地位、刑事に關係する條理裁判の問題は單純に罪刑法定主義の概念から片附け去り得るものではないと思われるが、茲には此問題には立入らない」との言及があるが、現在においても、未だ不明のままである。

判決文における「条理」の意味

最後に、条理法の生成から見た、法認識の客観性の意味について触れておきたい。法解釈とは区別された意味における、法認識の立場にとって決定的に重要なのは次の点である。条理法の生成という局面においては、規範的合意の成立の程度としては最も高いもの、すなわち、社会的事実として規範的合意が成立していると認定している段階にあるものが何よりも肝心なものではないか、従って、適用系・認定系・推論系における、適用系と関係が深いということになるのではないかという点である。要するに、適用系においては、J.L.オースティンの特殊理論における事実確認的発言が用いられているのではないかと考えられるのである⁶³。従って、問題は、そこで確認されている事実は何であるのか、更に、実際の裁判において、事実確認的発言と行為遂行的発言とがどのように関係し合いながら判決が下されているのかということにあると思われる。言い換えると、適用系・認定系・推論系が、発話行為論との関係で、実際にどのように機能しているのかを明らかにしていくことが今後の課題であり、その場合、法認識の立場は、適用系と最も深い関係にあるのではないかということである。但し、以上の検討を行うには、J.L.オースティンの特殊理論を応用した、行為遂行的発言に関するH.L.A.ハートの初期の理論で提示された帰属主義という考え方を、確認される事実との関係で再構成する必要があると思われる⁶⁴。そして、その再構成を含めて、以上の検討は今後の課題である。従って、本稿において法原則の1つとして考えられた「経験則」をはじめとする更なるデータ分析や、ハート理論の再構成などの課題に取り組んで行くことが、法認識の客観性の意味を明らかにしていくことになるのではないだろうか。

63 J.L.オースティンの理論に関しては、次の文献を参照されたい。蓮沼啓介「コミュニケーション的理性の批判」神戸法学雑誌56巻4号(2007)、本多康作・前掲注(1)。

64 なお、その再構成の試みとしては、拙稿「H.L.A.ハートにおける帰属主義の再構成の試み－法認識の客観性と帰属主義－」六甲台論集法学政治学篇54巻2号(2007、近刊)を参照されたい。

参考文献

- 飯田耕一郎編 『プロバイダ責任制限法解説』(三省堂、2002)
- 川崎武夫 「条理にもとづく裁判」法政論叢10号 (1959)
- グループ・ジャマシイ編 『教師と学習者のための日本語文型辞典』(くろしお出版、1998)
- 杉山直治郎 「明治八年布告第百三号裁判事務心得と私法法源」『法源と解釈』(有斐閣、1957)
- 萩大輔 「民事裁判の基準としての條理について」鹿兒島大学社会科報告1号 (1954)
- 蓮沼啓介 「コミュニケーション的理性の批判」神戸法学雑誌56巻4号 (2007)
- 平井宜雄 「条理」『世界大百科事典』(日立デジタル平凡社、プロフェッショナル版、1998)
- 深谷格 「明治前期の広島地方裁判所における条理裁判とフランス民法－圍繞地通行権に関する裁判例を素材として－」西南学院大学法学論集37巻1号 (2004)
- 本多康作 「法認識の客観性－戦後法解釈論争と法認識－」神戸法学雑誌57巻2号 (2007)
- 本多康作 「H.L.A.ハートにおける帰属主義の再構成の試み－法認識の客観性と帰属主義－」六甲台論集法学政治学篇54巻2号 (2007,近刊)
- 野田良之 「明治八年太政官布告第百三号第三条の『条理』についての雑感」法学協会百周年記念論文集第一巻 (1983)
- 多田望 「判批」別冊ジュリスト172号国際私法判例百選162頁以下 (2004)
- 田中成明 「条理」伊藤正巳ほか編集代表『現代法律百科大事典 4』(ぎょうせい、2000)
- TKC法律情報データベース (<http://www.tkclex.ne.jp/>)

判決文における「条理」の意味

手嶋豊 「判批」判例時報1628号189頁以下（1998）

内閣官房局編『法令全書 明治八年』（博聞社、1889）

森部英夫 「社会教育判例における『条理』」群馬大学教育学部紀要，人文・社会科学編53巻（2004）

表1 (用語法による分析)

判例番号	枝番号	[1]	[0]	[1]	[2]
1	1	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
1	2	我が国の国際裁判管轄を肯定することが	条理	に	かなう
2	3	法例等に直接の定めがないから、	条理	により	決定する
3	4	我が国法上の明文の規定は存在しないため、	条理	により	定める
3	5	同解釈には	条理	の	観点から採用する
4	6	そのための規定が修補されない以上、	条理	に	基づいて
5	7	特定の思想、信条や個人的な感情から被告入告人に対して退会を申し入れることは	条理	上	許されない
7	8	稼働能力等の諸般の事情及び	条理	に	照らし
8	9	その性質上、	条理	と	いった抽象的規範でこれを評価し定める
8	10	国に対して補償を請求することができるという	条理	が	存在する
8	11	の効果は生じないものと解するのが	条理	に	かなう
8	12	そのような	条理	が	存在する
9	13	管理する者として、	条理	上	、これを安全状態に保つ義務を負う
10	14	稼働能力等の諸般の事情及び	条理	に	照らし
10	15	上記の諸般の事情及び	条理	に	照らし
11	16	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
11	17	我が国の国際裁判管轄を肯定することが	条理	に	適う
12	18	著しく正義・公平・	条理	等	に反する
12	19	著しく正義・公平・	条理	等	に反する
12	20	著しく正義に反し、	条理	上	も停る
13	21	被告らに	条理	上	何らかの作為をなすべき
14	22	そもそもその誤りを是正すべき	条理	上	の作為義務を基礎付ける
14	23	著作権侵害行為を是正すべき	条理	上	の作為義務が発生する
14	24	指導を行うべき	条理	上	の作為義務が発生する
14	25	原告らに対し、	条理	上	の作為義務に違反した
15	26	他人の権利を侵害する投稿を削除すべき	条理	上	の義務がある
16	27	当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により	条理	に	従って決定する
16	28	上記	条理	に	かなう
17	29	また、	条理	に	よって決定する
18	30	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
19	31	そのときには	条理	に	よりこれを決すべきであり
19	32	条理によりこれを決すべきであり、	条理	に	かなう
20	33	治療義務（転医義務を含む）を	条理	上	負う
20	34	転医させるべき義務	（条理	上	の転医義務）に反した
21	35	社会理念、	条理	上	、公平等の観点に照らして

判決文における「条理」の意味

表2 (用語法による分析、点数の結果—その1)

[0]	[1]	点数		[2]	
条理	に (二)	287 -9	「よって」系	よって	39
				より	18
				よる	5
				よれば	1
				<小計>	63
			「適う」系	適う	21
				かなう	20
				かなった	3
				適い	2
				かない	2
				かなっている	1
				適わない	1
				適合した	2
				適合する	1
				適した	2
				適する	2
				合する	2
				合しない	1
				合致する	2
				合スル	1
				合ヘリ	1
				適シタル	1
				適スヘク	1
				適セサル	1
			<小計>	67	
			「基づく」系	基づく	10
				基く	3
				基づいて	14
				もとづいて	2
				基づき	9
				基き	1
				もとづく	1
				基礎をにおいて	1
			<小計>	41	
			「反する」系	反する	28
				反し	2
				反シ	1
				反して	2
				反しない	2
				反している	1
				反せず	1
				<小計>	37
			「従って」系	従って	30
				したがって	6
				従い	3
				従う	3
				従えば	2
<小計>	44				
「照らし」系	照らし	13			
	照し	2			
	照らせば	1			

表2 (用語法による分析、点数の結果—その2)

[0]	[1]	点数		[2]	
条理	に (二)	287 .9	「照らし」系	<小計>	16
			「もとる」系	もとる	3
				悖る	2
				もとり	1
				<小計>	6
				「その他」	13
	上	244	「の義務」系	の義務	28
				の作為義務	29
				の注意義務	15
				の制約	3
				の根拠	3
				の権利	2
				の制限	2
				「その他」	9
				<小計>	91
				「当然」系	当然
			も当然		2
			からも当然		1
			から言っても当然		1
			<小計>		44
			「、」系	、右	3
				、その	2
				、当然	1
				「その他」	28
				<小計>	34
			「許容」系	許容される	2
				許容し得ない	1
				許容しえない	1
				許されない	1
				到底許さるべき	1
				同法の許容するところ	1
				認められる	6
				<小計>	13
			「その他」	これを責むべき	3
				至当	3
				相当	3
				離婚	3
				負う	3
				「その他」	47
		<小計>	62		
	<小計>	531			
	等 (など)	28 .3	「に反する」	に反する	8
<小計>				8	
「をも斟酌し」			をも斟酌し	3	
			<小計>	3	
「に照らして」系			に照らして	5	
			に照らし	1	
			<小計>	6	
「を基準として」	を基準として	3			
	<小計>	3			
「その他」	から考えて	1			

判決文における「条理」の意味

表2 (用語法による分析、点数の結果—その3)

[0]	[1]	点数		[2]	
条理	等 (など)	28 -3	「その他」	の一般条項の適用は	1
				をも考慮しながら	1
				を根拠として考える	1
				によって当該事件につき	1
				(など) が挙げられ	1
				(など) の、法運用の	1
				(など) も妥当する	1
				<小計>	8
	として	20	「是認」系	是認されて来た	4
				是認されていた	2
				<小計>	6
				の国際民訴法	1
			「の」系	のわが国の国際民訴法	1
				のわが国民法	1
				の実質課税の原則	1
				<小計>	4
	「その他」	10			
	と (ト)	6 -1		いった抽象的規範で	2
				解すべきである	1
				認める	1
				に基づいた反論文請求権	1
				ス	1
	を (ヲ)	20 -1	「根拠」系	根拠として	2
				根拠とする	1
				規制権限の根拠とする	1
			<小計>	4	
			「尽くす」系	尽(く)した	3
				尽して	2
			<小計>	5	
			「適用」系	適用すべき	1
				適用する	1
			<小計>	2	
	「その他」	9			
	の (ノ)	20 -1	「観点」系	観点から	3
				点からしても	1
				<小計>	4
「内容」系			内容を捕捉する	2	
			内容を決する	1	
			内容としても、	1	
			内容自体の判断が困難であり、	1	
<小計>			5		
「名によって」系			名によって	4	
			<小計>	4	
「存在」系			存在をただちに肯定しがたい	1	
			存在を認める	1	
			<小計>	2	
「現れ」系			現れである	1	
	一つの現われ	1			
	<小計>	2			
「その他」	法源性については問題がある	1			
	要求する	1			
	説明ニアサルナリ	1			
	<小計>	3			
で	10	「ある」系	ある	6	

表2 (用語法による分析、点数の結果—その4)

[0]	[1]	点数		[2]		
条理	で	10	「ある」系	あった	1	
				あって	1	
				あり	1	
				<小計>	9	
			「その他」	なければならない	1	
				<小計>	1	
	が	8	「ある」系	ある	3	
				「適用」系	適用される	2
				「存在」系	存在する	2
				「その他」	導き出される	1
	又は	5	「経験則」系	経験則に反する	1	
				経験則の法則に合致する	1	
			「その他」	事情変更の原則の適用を	1	
				実験側に反しない	1	
	ないし	4	「社会通念」系	健全な社会通念に照らし	2	
				「慣習」系	慣習等に基づき	1
			「その他」	慣習上の義務の存否	1	
				、いまだ存在しない	2	
	は	4	「その他」	、一般的にはその法源性を	1	
				このように機能する	1	
				いっても	1	
				しても	1	
	から	3	「その他」	消防法八条一項と同一内容	1	
				B規約二三条の趣旨に	2	
	及び	3	「その他」	信義則上、	1	
				社会通念などの	1	
	、	2	「その他」	公平等の観点に照らして	1	
				亦その基準となり得る	1	
も	2	「その他」	見出しえない	1		
			国民ノ性情ト相合セサルヘカラス	1		
ナルモノハ	2	「その他」	褊通的性質ヲ有ス	1		
換言すれば	1	「その他」	自然的な正義原理は	1		
そのものから	1	「その他」	直ちに実定法上の	1		
内容	1	「その他」	の多義性とも絡み	1		
ナキモノ	1	「その他」	ナリ	1		
ナリ	1	「その他」		1		
や	1	「その他」	慣習によって	1		
より	1	「その他」	決定する	1		
<小計>	144					
<総計>	675					

判決文における「条理」の意味

表3 (「に」系の内容分類)

判例番号	枝番号	判決内容	【-】	【0】	【1】	【2】
1	1	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
1	2	国際裁判管轄	我が国の国際裁判管轄を肯定することが	条理	に	かなう
2	3	準拠法の決定	法例等に直接の定めがないから、	条理	に	より定める
3	4	国際裁判管轄	我が国法上の明文の規定は存在しないため、	条理	に	より定める
4	6	法律上の親子関係	そのための規定を整備されない以上、	条理	に	基づいて
7	8	不当利得に関する返還額	稼働能力等の諸般の事情及び	条理	に	照らし
8	11	時効	の効果は生じないものと解するのが	条理	に	かなう
10	14	不当利得に関する返還額	稼働能力等の諸般の事情及び	条理	に	照らし
10	15	不当利得に関する返還額	上記の諸般の事情及び	条理	に	照らし
11	16	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
11	17	国際裁判管轄	我が国の国際裁判管轄を肯定することが	条理	に	通う
12	20	時効	著しく正義に反し、	条理	にも	停る
16	27	国際裁判管轄	当事者間の公平、裁判の適正・迅速を問うという理念により	条理	に	従って決定する
17	29	国際裁判管轄	上記	条理	に	かなう
17	29	準拠法の決定	また、	条理	に	よって決定する
18	30	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
19	31	準拠法の決定	そのときには	条理	に	よって決定する
19	32	準拠法の決定	条理によりこれを決すべきであり、	条理	に	かなう
22	37	行政上の作為義務	火薬取締法等の基底を貫く	条理	に	作為義務の根拠を求め
26	42	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
26	43	準拠法の決定	法例等に直接の定めがないから、	条理	に	基づいて決定すべき
28	45	行政上の作為義務	法各上に具体的な根拠規定がない場合であっても、	条理	に	より法的義務としての作為義務を認め
28	46	行政上の作為義務	作為義務を認めなければならない。ウ	条理	に	より法的義務としての作為義務を認め
28	48	行政上の作為義務	防止するために、	条理	により、	・・・作為義務があった
28	49	除斥期間	その適用を制限することが	条理	に	もかなう
28	50	除斥期間	その適用を制限することが	条理	に	かなう
30	52	民事上の作為義務	被害を受けた者に対し、	条理	に	基づき
39	72	準拠法の決定	法例等に直接の定めがないから、	条理	に	基づいて
41	73	民事上の注意義務	組としての抗争時には、	条理	により	組目による他人の生命、・・・防止すべき
43	75	除斥期間	その適用を制限することが	条理	に	もかなう
49	86	時効	著しく正義に反し、	条理	にも	停る
50	88	除斥期間	その適用を制限することが	条理	に	もかなう
50	89	除斥期間	損害の賠償に応ずることは、	条理	に	もかなう
51	90	国際裁判管轄	当事者の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
51	91	国際裁判管轄	我が国の裁判所に国際裁判管轄を認めることが	条理	に	通う

表4 (「上」系の内容分類)

判例番号	枝番号	判決内容分類	【1】	【0】	【1】	【2】
5	7	自治会専任私義務	特定の思想、信条や個人的な感情から被上告人に対して選会を申入れることは管理する者として、被告らに	条理上	上	許されない
9	13	民事上の注意義務		条理上	上	、これを安全な状態に保つ義務を負う
13	21	民事上の作為義務	被告らに	条理上	上	阿らかの作為をなすべき
14	22	民事上の作為義務	そもそもその誤りを是正すべき	条理上	上	の作為義務を帰属付ける
14	23	民事上の作為義務	著作権侵害行為を是正すべき	条理上	上	の作為義務が発生する
14	24	民事上の作為義務	指導を行うべき	条理上	上	の作為義務が発生する
14	25	民事上の作為義務	原告らに対し、	条理上	上	の作為義務に違反した
14	26	民事上の作為義務	他人の権利を侵害する段階を削除すべき	条理上	上	の義務がある
20	33	行政上の作為義務 (治癒義務)	治療義務 (転医義務を含む) を	条理上	上	負う
20	34	行政上の作為義務 (治癒義務)	転医させるべき義務	(条理上)	上	の転医義務) に反した
22	36	行政上の作為義務	未だに防止すべき	条理上	上	の作為義務を負っている
23	38	民事上の作為義務 (説明義務)	本件変額保険の勧誘について	条理上	上	認められる
24	39	民事上の作為義務 (情報伝達義務)	継続的な取引関係に付随する	条理上	上	の義務・・・あった
25	40	民事上の注意義務	または生じるおそれが発生した時には、	条理上	上	、・・・あり
25	41	民事上の注意義務	を避けるように指導する	条理上	上	の義務を負っていた
27	44	民事上の作為義務 (説明義務)	少なくとも	条理上	上	の義務がある
30	53	民事上の作為義務	直ちに当該発言を削除すべき	条理上	上	、説明義務違反の違法事由となることもあり得る
31	54	民事上の作為義務	当該発言の返信防止措置を講ずる	条理上	上	の義務を負っている
31	55	民事上の作為義務	当該発言の返信防止措置を講ずる	条理上	上	の作為義務を負う
32	56	民事上の作為義務	少なくとも	条理上	上	の作為義務を負う
32	57	民事上の作為義務	誘導灯等の非難経路への感導設備を設けておくべき	条理上	上	の義務があったというべきである
33	58	民事上の作為義務 (説明義務)	適切なアドバースをなすべき	条理上	上	の義務がある
35	60	準契約の法定	なせなら、	条理上	上	の義務がある
35	61	準契約の法定	法例の適用がないと解した場合には、	条理上	上	、公法の原則的適用の原則が妥当する
36	62	民事上の注意義務	カラオケ装置を引き渡すべき	条理上	上	、当時の日本国内法を適用して判断すべき
36	63	民事上の注意義務	カラオケ装置を引き揚げるべき	条理上	上	の注意義務がある
38	64	民事上の注意義務	当該補助者が補助行為を中止する	条理上	上	の義務があり
38	65	民事上の注意義務	申込みの信託を確認すべき	条理上	上	の注意義務を怠り
38	66	民事上の注意義務	カラオケ装置を引き揚げるべき	条理上	上	の注意義務に反して
37	67	民事上の作為義務 (保護義務)	被告らに対しては、	条理上	上	も・・・負っていた
42	71	民事上の作為義務	直ちに削除するなどの措置を講ずべき	条理上	上	の義務を負っている
45	76	民事上の作為義務 (保険金引渡し義務)	信義則 (又は	条理上	上	、・・・支給する義務がある
45	77	民事上の作為義務 (保険金引渡し義務)	その選振に引き渡すべき信義則 (又は	条理上	上	の義務がある
45	78	民事上の作為義務 (保険金引渡し義務)	上記信義則 (又は	条理上	上	の義務に基づいて
45	79	民事上の作為義務 (保険金引渡し義務)	上記信義則 (又は	条理上	上	の義務に基づいて

判決文における「条理」の意味

表5 「1」系の内容分類、国際裁判管轄

判例番号	枝番号	判決内容	[1]	[0]	[1]	[2]
1	1	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
1	2	国際裁判管轄	我が国の国際裁判管轄を肯定することが	条理	に	かなう
3	4	国際裁判管轄	我が国法上の明文の規定は存在しないため、	条理	に	より定める
11	16	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
11	17	国際裁判管轄	我が国の国際裁判管轄を肯定することが	条理	に	適う
16	27	国際裁判管轄	当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により	条理	に	従って決定する
16	28	国際裁判管轄	上記	条理	に	かなう
18	30	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
26	42	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
51	90	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
51	91	国際裁判管轄	我が国の裁判所に国際裁判管轄を認めることが	条理	に	適う
58	105	国際裁判管轄	国際民事訴訟法上の	条理	に	従えば
63	112	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って決定する
63	113	国際裁判管轄	我が国の国際裁判管轄を認めるのが	条理	に	かなう
75	143	国際裁判管轄	当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により、	条理	に	従って決定する
75	144	国際裁判管轄	当該外国判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、	条理	に	照らして
75	145	国際裁判管轄	当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に台致するものであり、	条理	に	かなう
76	146	国際裁判管轄	我が国の国際民事訴訟法の基本理念である	条理	に	よって決定すべきであって、
76	147	国際裁判管轄	当事者間の公平を失し、	条理	に	反する
80	155	国際裁判管轄	当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に基づいて、	条理	に	従って決定する
80	156	国際裁判管轄	却って	条理	に	反する
80	157	国際裁判管轄	右	条理	に	適う
80	158	国際裁判管轄	余りにも当事者間の公平を損なうものであって、	条理	に	反する
87	183	国際裁判管轄	当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により	条理	に	従って
87	184	国際裁判管轄	我が国の国際裁判管轄を肯定することは	条理	に	かなうというべきである
89	186	国際裁判管轄	かえって	条理	に	もとる
93	189	国際裁判管轄	成文法はないので	条理	に	よって解釈する
97	196	国際裁判管轄	成文法はないので	条理	に	よって解釈する
100	200	国際裁判管轄	この点についての明文はないので、	条理	に	より解釈する
106	214	国際裁判管轄	当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により	条理	に	従って
106	215	国際裁判管轄	被告に過度な負担を課し、	条理	に	反する結果となるといえることはできず、
106	216	国際裁判管轄	被告に対し過度な負担を課し、	条理	に	反する
106	217	国際裁判管轄	被告に過度な負担を課し、	条理	に	反する
112	237	国際裁判管轄	当事者間の公平と裁判の適正・迅速を処理を期するという理念により	条理	に	従って決定する
113	238	国際裁判管轄	当事者間の公平、裁判の適正・迅速を図る見地から	条理	に	したがって決定する

表6 (「上」系)の内容分類、作為義務と注意義務

判例番号	枝番号	判決内容分類	[1]	[0]	[1]	[2]
9	13	民事上の注意義務	管理する者として、	上	上	これを安全な状態に保つ義務を負う
13	21	民事上の作為義務	被告らに	条理	上	何らかの作為をなすべき
14	25	民事上の作為義務	原告らに対し、	条理	上	の作為義務に違反した
14	24	民事上の作為義務	指導を行うべき	条理	上	の作為義務が発生する
14	23	民事上の作為義務	著作権侵害行為を是正すべき	条理	上	の作為義務が発生する
14	22	民事上の作為義務	そもそもその誤りを是正すべき	条理	上	の作為義務を基礎付ける
15	26	民事上の作為義務	他人の権利を侵害を排除すべき	条理	上	の義務がある
20	33	行政上の作為義務 (治療義務)	治療義務 (車区医療を管む) を	条理	上	負う
20	34	行政上の作為義務 (治療義務)	転医させるべき義務	(条理)	上	の転医義務 に反した
22	36	行政上の作為義務	未然に防止すべき義務	条理	上	の作為義務を負っている
23	38	民事上の作為義務 (説明義務)	本件要領係除の動議について	条理	上	認められる
24	39	民事上の作為義務 (情報伝達義務)	継続的な取引関係に付随する	条理	上	の義務・・・あった
25	40	民事上の注意義務	または生じるおそれ発生した時には、	条理	上	・・・あり
25	41	民事上の注意義務	を避けるように指導する	条理	上	、説明義務違反の違法事由となる
27	44	民事上の作為義務 (説明義務)	少なくとも	条理	上	の義務を負っている
30	53	民事上の作為義務	直ちに当該発言を排除すべき	条理	上	の作為義務を負う
31	55	民事上の作為義務	当該発言の送信防止措置を講ずる	条理	上	の作為義務を負う
31	54	民事上の作為義務	当該発言の送信防止措置を講ずる	条理	上	の作為義務を負う
32	57	民事上の作為義務	誘導灯等の非難経路への誘導設備を設けておくべき	条理	上	の義務があったというべきである
32	56	民事上の作為義務	少なくとも	条理	上	要求される
33	58	民事上の作為義務 (説明義務)	適切なアドバイスをなすべき	条理	上	の義務がある
36	62	民事上の注意義務	カラオケ装置を引き渡すべき	条理	上	の注意義務を負う
36	63	民事上の注意義務	カラオケ装置を引き取り拒むべき	条理	上	の注意義務がある
36	64	民事上の注意義務	当該補助者が補助行為を中止する	条理	上	の義務があり
36	65	民事上の注意義務	申込みの有無を確認すべき	条理	上	の注意義務を怠り
36	66	民事上の注意義務	カラオケ装置を引き取り拒むべき	条理	上	の注意義務に反して
37	67	民事上の作為義務 (保護義務)	被告として、	条理	上	も・・・負っていた
42	74	民事上の作為義務	直ちに排除するなどの措置を講ずべき	条理	上	の義務を負っている
45	77	民事上の作為義務 (保険金引渡し義務)	信義則 (又は)	(条理)	上	・・・支給する義務がある
45	76	民事上の作為義務 (保険金引渡し義務)	その遺族に引き渡すべき信義則 (又は)	条理)	上	の義務がある
45	78	民事上の作為義務 (保険金引渡し義務)	上記信義則 (又は)	条理)	上	の義務に基づいて
45	79	民事上の作為義務 (保険金引渡し義務)	前記信義則 (又は)	条理)	上	の義務に基づいて
46	80	行政上の作為義務	法律上の義務や、	条理	上	の義務がある

判決文における「条理」の意味

表7 (中間グループ、「を」系の分類)

判例番号	枝番号	判決内容	【-】	【0】	【1】	【2】	当初の分類	3系統へ
197	419	反論文拠職請求権	かかる場合には	条理	を	助家しても	その他	推論系
104	212	行政上の作為義務	本件においては、	条理	を	規則集の根拠とする見解にははたわかに左担し得ない	根拠系	推論系
57	104	戦後補償	国家補償を請求することかできるといふ	条理	を	憲法の語規定から導き出すことはできない	その他	推論系
69	121	戦後補償	裁判規範としての	条理	を	肯定することには慎重でなければならぬ	その他	認定系
54	96	行政上の作為義務	法令上の根拠はなくとも	条理	を	根拠として法の義務が生じるとする告訴人らの主張は明白の法解であつて、	根拠系	推論系
104	208	行政上の作為義務	右のようにその内容の判断が困難である	条理	を	根拠として右の判断を否認し、…不作為を義務違反と捉えることまでは認めがたい	根拠系	推論系
117	246	自白の任意性	檢察官に対する供述調書によれば、	条理	を	尽くした認得の結果、	尽くす系	該当せず
28	47	行政上の作為義務	この作為義務は	条理	を	根拠とする義務であるから、そもそも法令上の担当義務の定めは想定できない	根拠系	推論系
247	508	争議行為(民事)	等の言動は、専ら	条理	を	尽くした言論	尽くす系	該当せず
328	648	争議行為(民事)	その方法が平和的で隠微な認得により	条理	を	尽くしたもの	尽くす系	該当せず
315	626	争議行為(民事)	これを看視し平和的に	条理	を	尽くして自由意思で職業に参加するよう説得勧誘	尽くす系	該当せず
273	541	争議行為(民事)	一応	条理	を	尽くして説得	尽くす系	該当せず
309	618	準拠法の決定	右民法の条項と同一内容の	条理	を	適用すべき	適用系	適用系
302	606	準拠法の決定	民法の認める限度において、	条理	を	適用する	適用系	適用系
219	462	国際裁判管轄	わが国法上の国際裁判管轄の原則ないし	条理	を	見出し、法規の不備、欠缺を補充するのが適當である	その他	認定系
285	567	税法上の義務違反	右所得税法第三条の二、法人税法第七条の三は租税法上の	条理	を	明文化したに止まり、之によりつて罰に実質課税の原則を肯定したものである	その他	適用系
180	300	契約の解釈	一般条項ないし	条理	を	もつて実質上右約定を無視しようとする解釈を施す	その他	適用系
69	124	戦後補償	よつて、	条理	を	理由とする原告らの主張は採用できない	その他	該当せず
245	505	子の監護権	事件本人が成人して自ら	条理	を	用いるようになるまでそれとの相違を避け、	その他	該当せず
345	661	船舶取留報酬請求権	是レ	条理	ヲ	誤解セルモノナリ	その他	適用系

表8 (中間グループ、「の」系の分類)

判例番号	枝番号	判例内容	[1]	[10]	[11]	[2]	当初の分類	3系統へ
285	566	税法上の義務違反の	実質により決定すべきものとす	条理	の	現れておける	現れ系	推論系
56	101	戦後補償	控訴人らのいう道義ないし	条理	の	観点から、控訴人らに憲法上又は条理上の直接の国家補償請求権を認める	観点系	推論系
209	443	準拠法の決定	上記のような	条理	の	観点から、マレーシア国において許されるものかどうか	観点系	推論系
234	490	戦後補償	当然に被控訴人においてこれを負担すべきであるとの	条理	の	存在はただちに肯認しがたい	存在系	適用系
73	138	戦後補償	戦争犠牲、被害について国家補償をすべきであるとする	条理	の	存在を認めるに至らない	存在系	適用系
64	115	国際請求権	関連法令や団体としてあるべき	条理	の	点からしても、会評販得國要請求権が認められていない	観点系	推論系
166	355	準拠法の決定	本件に適用すべき	条理	の	内容としても、……転売利益を含まないものと解する	内容系	認定系
166	354	準拠法の決定	インドは英法系に属するものと理解されるので、	条理	の	内容を決定するについては英法(ないし英米法)が参照されるべき	内容系	認定系
199	427	準拠法の決定	右北條の法令の法令の主要を考慮に入れ、これを一般的な	条理	の	内容を補足する	内容系	認定系
199	430	準拠法の決定	右北條の法令を考慮に入れ、これを一般的な	条理	の	内容を補足する	内容系	認定系
168	365	国賠付与	司法府である裁判所は、	条理	の	名によって、特定の基準を採用してこれを實在の法として適用する	名によって系	認定系
169	370	国賠付与	司法府である裁判所は、	条理	の	名によって、特定の基準を採用してこれを實在の法として適用する	名によって系	認定系
168	364	国賠付与	立法者に任せられるべきであり、	条理	の	名によって裁判所が選択決定することは許されないものというべきである	名によって系	認定系
169	369	国賠付与	立法者に任せられるべきであり、	条理	の	名によって裁判所が選択決定する	名によって系	認定系
197	421	反論支拂請求権	これを	条理	の	一つの現われ	現れ系	推論系
232	482	戦中の土地の先渡	(二) 条理に基づく請求について。	条理	の	法源性については問題がある	その他 (法源性)	推論系
317	633	戦中の土地の先渡	可及的公平に土地買受の機会を与えらるよう施すことは	条理	の	要求する	その他	認定系
3	5	国際裁判管轄	同解釈には	条理	の	観点から採用することはできない	観点系	推論系
104	207	行政上の作為義務	条理を風刺権限の根拠とすることができるとは、	条理	の	内容自体の判断が困難であり、	内容系	認定系
345	689	船舶取戻権請求権	是レ準拠立法論ニ外ラス断シテ	条理	ノ	説明ニアカラナリ	その他	適用系

判決文における「条理」の意味

表9 (中間グループ、「と・として」系の分類)

判例番号	枝番号	判決内容	[一]	[0]	[1]	[2]	当初の分類	3系統へ
214	452	弁護人の在任義務	この点は、当然の	条理	として	、検察官のそれとともには、これに関する明文の規定を置	その他	認定系
219	465	国際裁判管轄	わが国法上の国際管轄を支配する	条理	として	肯定できない	その他	認定系
72	132	戦後補償	原告が	条理	として	主張する	その他	該当せず
293	590	税法上の義務違反	従来	条理	として	所得税法、法人税法に潜在していた	その他	適用系
253	514	税法上の義務違反	同法規則定前から税法上	条理	として	是認されていた	是認系	適用系
255	516	税法上の義務違反	第一審判決は税法上早くから	条理	として	是認されていた	是認系	適用系
281	532	税法上の義務違反	該原則是我が国の税法上早くから内在する	条理	として	是認されて来た	是認系	適用系
281	533	税法上の義務違反	従来所得税法に内在する	条理	として	是認されて来た	是認系	適用系
281	538	税法上の義務違反	従来所得税法に内在する	条理	として	是認されて来た	是認系	適用系
281	539	税法上の義務違反	右九原則なるものは従来より税法に内在する	条理	として	是認されて来た	是認系	適用系
293	591	税法上の義務違反	九原則はその発表当時まだ成文化されては	条理	として	潜在していた	その他	適用系
271	539	税法上の義務違反	原判決は右のように古くから	条理	として	存在し	その他	適用系
69	123	戦後補償	賠償請求を肯定することができるとは、租税法の中に	条理	として	認められているとは、未だ認めることができない	その他	認定系
261	526	準税法の決定	すなわち準税法の場合に該当するから	条理	として	日本国民法を適用すべき	その他	認定系
122	262	国際裁判管轄	わが国の国際裁判管轄権は、	条理	として	の国際民法訴訟法によってこれを定める	の系	認定系
122	266	国際裁判管轄	事案の適切な解明、両当事者の公平、能率的な裁判等を実現するための	条理	として	のわが国の国際民法訴訟法的一般原則からも、右管轄権	の系	認定系
184	306	準税法の決定	結局、	条理	として	の我国民法を適用せざるを得ず	の系	認定系
281	554	税法上の義務違反	課税当局の取置の行為を極力排斥しようとする立場より、	条理	として	の取置の取置の原則の存在を否定し	の系	認定系
166	356	準税法の決定	本件に適用すべき	条理	として	も妥当とは思は考えられない	も系	認定系
266	532	準税法の決定	申立人を認知することは	条理	として	も当然であり、相手方の準税法である日本民法による	も系	認定系
8	9	戦後補償	その性質上、	条理	と	いった抽象的規範でこれを評価し定める	と系	認定系
197	419	反論文執筆請求権	発言すれば原告自体、名誉毀損に至らない	条理	と	に於いた反論文執筆請求権の論拠の明瞭さを自認しているの	と系	(並列)
69	122	戦後補償	これらの事情と	条理	と	解すべきである	と系	認定系
219	463	国際裁判管轄	であることは当然の	条理	と	認め	と系	認定系
219	464	国際裁判管轄	わが国法上の原則ないし	条理	と		と系	認定系
346	673	差押えの違法性	軌違え小之差押えが、ラテラ以て当然ノ	条理	ト	ス	と系	認定系

表10 (中間グループ、「で」系の分類)

判例番号	枝番号	[1]	[0]	[1]	[2]	当初の分類	3系統へ
293	589	石原国は所得税法、法人税法に存在する	条理	で	あった	ある系	適用系
281	560	吾国税法に内在する指導理念として従来は認められて来た	条理	で	あって	ある系	適用系
293	585	租税法における	条理	で	あり	ある系	適用系
240	499	結局本訴における父についての準拠法は	条理	で	ある	ある系	認定系
271	538	基本的な	条理	で	ある	ある系	認定系
285	564	特別の明文を俟つまでもない租税法上の	条理	で	ある	ある系	適用系
293	587	このことは所得税法、法人税法を貫く最も大きな	条理	で	ある	ある系	適用系
302	604	夫たる被告の本国法を知ることができる、結局、本訴における離婚の準拠法は	条理	で	ある	ある系	認定系
285	563	租税法租公平の原則は時代を問はず、租税法の最も重要な基本的	条理	で	ある	ある系	適用系
241	501	生命の貴重に対する	条理	で	なければならぬ	その他	認定系

表11 (中間グループ、「が」系の分類)

判例番号	枝番号	[1]	[0]	[1]	[2]	当初の分類	3系統へ
56	102	前記通義の観点から導かれるべき一定の	条理	が	ある	ある系	適用系
131	285	慣習	条理	が	ある	ある系	適用系
287	571	その除名手続を無効とする	条理	が	ある	ある系	適用系
8	12	そのような	条理	が	存在する	存在系	適用系
70	126	日本国憲法的な	条理	が	適用される	適用系	適用系
70	127	そのような憲法的	条理	が	適用される	適用系	適用系
60	109	憲法の諸規定からこのような	条理	が	導き出される	その他	推論系
8	10	国に対して補償を請求することができるという	条理	が	存在する	存在系	適用系

判決文における「条理」の意味

表 12 (少数グループ)

判例番号	枝番号	[1]	[0]	[1]	[2]	3系統へ
73	135	を請求することができるという	条理 は		、いまだ存在しない	適川系
69	120	(一) 条理に基づく請求について	条理 は		、一般的にはその法源性を肯定できる	(法源性)
60	108	国に対して国家補償を請求することができるという	条理 は		いまだ存在しない	適川系
197	422	換言すれば	条理 は		このように機能する	推論系
222	469	のように解されるようであるが、	条理 から		いっても	推論系
34	59	社会生活上の	条理 から		消滅法八条一項と同一内容の義務が特定の者に生じる	推論系
137	397	契約関係あるいは	条理 から		自然的な正義原理は・・・実定法規範も大局的にはこれが実	推論系
319	636	元米	換言すれば		現である	(換言すれば)
319	637	それが実定法上の細目の規定によって具体的に表現されない限り	条理	そのものから	の多義性とも絡み	推論系
104	211	制限といった直接的な行為を容認することは、	条理 内容			認定系
348	675	或ル一定ノ人ニ專屬スル証拠ヲケレハトテ他人ヲ兼ニ之ヲ使用シ得ヘキ	条理 ナキモノ		ナリ	適川系
345	672	故ニ原院ガ救助者ニ報酬ヲ与フルコトヲ以テ海上法上ノ	条理 ナリ			適川系
285	565	租税実体法上の概念として租税公平負担の	条理 より		決定する	推論系
345	682	蓋シ	条理 ナルモノハ		国民ノ性情ト相合セサルヘカラス	(条理ナルモノ)
345	664	之カ報酬ヲ強求スルノ権利アリト信スル者ハ絶無ナラン又	条理 ナルモノハ		編通的性質ヲ有ス	(条理ナルモノ)

表 13 (並列グループ)

判例番号	枝番号	[1]	[0]	[1]	[2]
108	229	慣習、	条理	等	に照らして
119	251	慣習や	条理	等	を根拠として考ふる
209	442	当該国法秩序の全体からみた拡張・制限解釈、	条理	等	によって当該事件につき
256	517	労働双方を支配する衡平の原則乃至は法秩序全体を支配する	条理	等	から考えて
256	519	前記論争の原則や	条理	等	に照らし
108	221	慣習、	条理	等	に照らして
108	222	慣習、	条理	等	に照らして
108	224	慣習、	条理	等	に照らして
108	228	慣習、	条理	等	に照らして
108	227	慣習、	条理	等	を基準として、決すべき
108	220	慣習、	条理	等	を基準として決すべき
108	223	慣習、	条理	等	を基準として決すべき
92	188	しかしながら、	条理	等	の一般条項の適用は、…判に倒重でなければならず
77	149	慣習、	条理	等	をも斟酌し
77	150	慣習、	条理	等	をも斟酌し
77	151	慣習や	条理	等	をも考慮しながら
77	152	慣習、	条理	等	をも斟酌し
59	106	憲法、条約、	条理	等	に反する
49	85	著しく正義・公平、	条理	等	に反する
38	68	著しく正義・公平、	条理	等	に反する
38	69	著しく正義・公平、	条理	等	に反する
38	70	著しく正義・公平、	条理	等	に反する
38	71	著しく正義・公平、	条理	等	に反する
12	18	著しく正義・公平、	条理	等	に反する
12	19	著しく正義・公平、	条理	等	に反する
119	249	法令のみならず、契約、慣習、	条理	等	も妥当する
119	250	法令のほか、契約、慣習、	条理	等	も妥当する
225	474	基本的人権の尊重・権利濫用の禁止、公共の福祉の維持・公序良俗・信義則、	条理	等	が挙げられ
310	621	記録を調査するも原判状の検証、認定には何ら	条理	など	の、法適用の一般原則をもより入れて
310	619	に基づくべきものであると共に	条理	又は	総論的に反する
310	620	それが	条理	又は	総論的に反しない
146	330	この間接なくして	条理	又は	人権に基つき
29	51	したからって、	条理	又は	非習変の原則の適用を根拠とする
120	253	法律、慣習、	条理	等	健全な社会理念に照らし
119	253	このような	条理	等	健全な社会理念に照らし
119	252	個人に持する権利侵害を防止するために、	条理	等	慣習上の義務の存否について検討するに
188	402	教育	条理	等	慣習等に基つき
62	111	実質的に保護を与えないという、	条理	及び	信義則上、…、身体等を危険から保護するための
61	110	実質的に保護を与えないという、	条理	及び	B規約二三条の趣旨に照らして
213	451	法秩序の根本に遡り、	条理	等	B規約二三条の趣旨に照らして
21	35	社会理念、	条理	等	社会理念などの一般原則に照して
281	556	成立のみに照らさず同法に内在する	条理	等	、公平等の観点に照らして
59	107	他に直接国に対し補償請求ができるとする	条理	等	、亦その基準となり得る
64	114	民法そのほかの法がないし	条理	等	も 見出しえない
197	419	換言すれば原告自体、名譽毀損に至らない場合の人格権と	条理	等	慣習によってこれを補充する
					と

判決文における「条理」の意味

表 14 (並列グループの下位分類)

[0]	[1]	[2]			
条理	等 (など)	「に反する」系	に反する	8	
			<小計>	8	
		「をも斟酌し」系	をも斟酌し	3	
			<小計>	3	
		「に照らして」系	「を基準として」系	に照らして	4
				に照らし	1
				<小計>	5
		等 (など)	「その他」	を基準として	3
				<小計>	3
				から考えて	1
	の一般条項の適用は			1	
	をも考慮しながら			1	
	を根拠として考える			1	
	によって当該事件につき			1	
	(など) が挙げられ			1	
	(など) の、法運用の	1			
	(など) も妥当する	1			
	<小計>	8			
又は	「経験則」系	経験則に反する	1		
		経験則の法則に台致する	1		
		事情変更の原則の適用を	1		
		実験則に反しない	1		
		人格権に基づき	1		
		健全な社会通念に照らし	2		
	「慣習」系	慣習等に基づき	1		
		慣習上の義務の存否	1		
	及び	「B規約三条の趣旨」系	B規約三条の趣旨に	2	
			慣習上、	1	
			信義則上、	1	
			社会通念などの一般原則に照らして	1	
、	も	公平等の観点に照らして	1		
		亦その基準となり得る	1		
と	と	見出しえない	1		
		慣習によって	1		
		に基づいた反論文請求権	1		

神戸法学年報 第23号 (2007)

添付資料 (判例番号対応表-その1)

判例番号	事件名	判決年月日、裁判所名
1	婚姻取消、婚姻無効確認等反訴請求控訴事件	東京高裁平成18年4月13日判決
2	不正競争仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件	知財高裁平成17年12月27日決定
3	親権者指定申立却下審判に対する抗告事件	東京高裁平成17年11月24日決定
4	認知請求事件	東京地裁平成17年9月29日判決
5	自治会費等請求事件	最高裁平成17年4月26日第三小法廷判決
6	債務不存在確認等、同反訴請求控訴事件	東京高裁平成17年3月31日判決
7	損害賠償請求事件	津地裁平成17年2月17日判決
8	損害賠償請求控訴事件(旧三菱徴用工事件控訴審判決)	広島高裁平成17年1月19日判決
9	損害賠償請求控訴、附帯控訴事件	東京高裁平成16年12月22日判決
10	損害賠償請求事件	最高裁平成16年11月5日判決
11	貸金請求事件	東京地裁平成16年10月25日判決
12	損害賠償請求控訴事件	広島高裁平成16年7月9日判決
13	慰謝料請求事件	大阪地裁平成16年7月7日判決
14	損害賠償請求事件	東京地裁平成16年3月30日判決
15	損害賠償等請求事件	東京地裁平成16年3月26日判決
16	損害賠償等請求控訴事件	東京高裁平成16年2月25日判決
17	特許維持分移転登録手続等請求事件(味の素アスバルチーム職務発明事件第一審判決)	東京地裁平成16年2月24日判決
18	離婚等請求事件	東京地裁平成16年1月30日判決
19	各補償金請求控訴事件(日立製作所職務発明事件控訴審判決)	東京高裁平成16年1月29日判決
20	損害賠償請求事件	東京地裁平成16年1月22日判決
21	損害賠償請求控訴事件	福岡高裁平成16年1月20日判決
22	損害賠償請求事件	横浜地裁平成15年12月15日判決
23	債務不存在確認等、同反訴請求控訴事件	東京高裁平成15年12月10日判決
24	損害賠償請求控訴、附帯控訴事件	東京高裁平成15年11月12日判決
25	損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件	大阪高裁平成15年10月30日判決
26	営業誘致行為差止等請求事件(サンゴ砂事件)	東京地裁平成15年10月16日判決
27	<データベースに事件名の記載なし>	大阪地裁平成15年10月16日判決
28	損害賠償請求事件	東京地裁平成15年9月29日判決
29	貸金請求事件(東豊観光(貸金減額)事件)	大阪地裁平成15年9月3日判決
30	損害賠償等請求事件	東京地裁平成15年7月17日判決
31	損害賠償等請求事件	東京地裁平成15年6月26日判決
32	損害賠償請求事件	神戸地裁平成15年5月20日判決
33	損害賠償請求事件	東京地裁平成15年4月21日判決
34	詐欺被告事件	最高裁平成15年3月12日第二小法廷決定
35	損害賠償等請求事件	東京地裁平成15年3月11日判決
36	著作権侵害差止請求事件(通信カラオケ差止事件)	大阪地裁平成15年2月13日判決
37	損害賠償請求事件	名古屋地裁平成14年10月30日判決
38	損害賠償請求事件(米軍横須賀基地じん肺訴訟第一審判決)	横浜地裁平成14年10月7日判決
39	損害賠償等請求事件	最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決
40	会計帳簿等閲覧照写等請求事件	東京地裁平成14年9月26日判決
41	損害賠償請求事件	京都地裁平成14年9月11日判決
42	損害賠償等請求事件(動物病院対2ちゃんねる事件)	東京地裁平成14年6月26日判決
43	損害賠償等請求事件	福岡地裁平成14年4月26日判決
44	会計帳簿閲覧等請求事件	福地裁平成14年4月24日判決
45	保険金引渡請求事件	名古屋地裁平成14年4月24日判決
46	損害賠償請求控訴事件	東京高裁平成14年4月10日判決
47	損害賠償請求控訴事件	名古屋高裁平成13年12月11日判決
48	損害賠償請求・反訴各請求控訴事件、附帯控訴事件(ニフティサーブ事件控訴審判決)	東京高裁平成13年9月5日判決

判決文における「条理」の意味

添付資料（判例番号対応表－その2）

判例番号	事件名	判決年月日、裁判所名
49	損害賠償請求控訴、民事訴訟法260条2項による仮執行の原状回復及び損害賠償請求事件（筑豊じん肺訴訟控訴審判決）	福岡高裁平成13年7月19日判決
50	損害賠償請求事件（中国人強制連行国家賠償請求訴訟第一審判決）	東京地裁平成13年7月12日判決
51	特許権侵害差止請求事件	東京地裁平成13年5月14日判決
52	著作権侵害差止等請求事件	最高裁平成13年3月2日第二小法廷判決
53	審決取消請求事件	東京高裁平成12年11月7日判決
54	銚子無線局廃止差止等請求控訴事件	東京高裁平成12年10月27日判決
55	損害賠償請求事件	東京地裁平成12年9月25日判決
56	公式陳謝等請求控訴事件	東京高裁平成12年8月31日判決
57	B C級戦犯公式陳謝等請求事件	東京高裁平成12年5月25日判決
58	自動車引渡等請求控訴事件	東京高裁平成12年2月3日判決
59	恩給請求棄却処分取消請求控訴事件	東京高裁平成11年12月27日判決
60	韓国・朝鮮人B C級戦犯者の国家補償等請求上告事件	最高裁平成11年12月20日第一小法廷判決
61	裁決取消等請求事件	東京地裁平成11年11月12日判決
62	法務大臣裁決取消等請求事件	東京地裁平成11年11月12日判決
63	離婚請求事件	東京地裁平成11年11月4日判決
64	会計帳簿等閲覧等請求控訴事件	名古屋高裁平成11年9月30日判決
65	損害賠償請求事件	宮崎地裁平成11年9月20日判決
66	損害賠償請求事件	横浜地裁平成11年6月23日判決
67	損害賠償請求事件	東京地裁平成11年4月28日判決
68	損害賠償等請求事件	東京地裁平成11年4月22日判決
69	損害賠償等請求事件	広島地裁平成11年3月25日判決
70	B C級戦犯公式陳謝等請求事件	東京地裁平成11年3月24日判決
71	損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件	広島高裁平成10年9月22日判決
72	恩給請求棄却処分取消請求事件	東京地裁平成10年7月31日判決
73	韓国・朝鮮人B C級戦犯者の国家補償等請求控訴事件（韓国・朝鮮人B C級戦犯訴訟控訴審判決）	東京高裁平成10年7月13日判決
74	損害賠償請求事件	東京地裁平成10年5月27日判決
75	執行判決請求事件	最高裁平成10年4月28日第三小法廷判決
76	執行判決請求事件	東京地裁平成10年2月13日判決
77	損害賠償請求控訴事件	大阪高裁平成10年1月29日判決
78	損害賠償請求事件（高塚高校保護者会テープ等開示拒否国賠訴訟第一審判決）	神戸地裁平成9年12月8日判決
79	不当利得返還請求控訴事件	福岡高裁平成9年12月4日判決
80	契約上の地位確認請求事件	大阪地裁平成9年10月23日判決
81	不当利得返還等請求事件	那覇地裁平成9年8月20日判決
82	損害賠償請求事件（大韓航空機撃墜事件）	東京地裁平成9年7月16日判決
83	損害賠償請求事件（ニフティサーブ事件第一審判決）	東京地裁平成9年5月26日判決
84	文書提出命令申立事件	千葉地裁平成8年12月19日決定
85	水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作为違法に対する損害賠償請求控訴事件（水俣病認定遅延損害賠償請求事件差戻控訴審判決）	福岡高裁平成8年9月27日判決（差戻控訴審）
86	国家補償等請求事件（韓国・朝鮮人B C級戦犯訴訟第一審判決）	東京地裁平成8年9月9日判決
87	離婚等請求事件	最高裁平成8年6月24日第二小法廷判決
88	名の変更許可申立事件	千葉家裁平成8年5月23日審判
89	婚姻無効確認請求事件	福岡地裁平成8年3月12日判決
90	証明書交付等請求事件（医療法人社団洛和会事件）	京都地裁平成7年9月22日判決
91	損害賠償請求控訴事件	大阪高裁平成7年7月18日判決
92	課税処分取消請求事件	東京地裁平成7年6月30日判決
93	嫡出子否認申立事件	名古屋家裁平成7年5月19日審判
94	損害賠償請求事件（花博ウォーターライド事故損害賠償訴訟第一審判決）	東京地裁平成7年3月29日判決
95	債務不存在確認等請求事件	神戸地裁平成7年3月28日判決

神戸法学年報 第23号 (2007)

添付資料 (判例番号対応表-その3)

判例番号	事件名	判決年月日、裁判所名
96	損害賠償請求事件	大阪地裁平成7年3月3日判決
97	親子関係不存在確認申立事件	名古屋家裁平成7年1月27日審判
98	損害賠償請求事件 (高知学芸高校修学旅行事故訴訟判決)	高知地裁平成6年10月17日判決
99	面接交渉申立事件	京都家裁平成6年3月31日審判
100	特別縁故者への相続財産分与申立事件	名古屋家裁平成6年3月25日審判
101	カラオケ著作権侵害差止等請求事件	大阪地裁平成6年3月17日判決
102	親権者指定申立事件	岐阜家裁平成6年3月9日審判
103	損害賠償並びに民事訴訟法198条2項による返還及び損害賠償請求事件 (日鉄鉱業第1事件 (長崎じん肺上告審判決))	最高裁平成6年2月22日第三小法廷判決
104	大気汚染物質排出禁止等請求事件 (川崎大気汚染公害訴訟第一審判決)	横浜地裁平成6年1月25日判決
105	立替金請求事件	東京地裁平成6年1月17日判決
106	執行判決請求事件	東京地裁平成6年1月14日判決
107	入級措置処分取消等請求事件 (特殊学級入級処分取消訴訟第一審判決)	旭川地裁平成5年10月26日判決
108	損害賠償請求事件 (豊田商法国家賠償大阪訴訟第一審判決)	大阪地裁平成5年10月6日判決
109	債務不存在確認請求事件	東京地裁平成5年8月26日判決
110	立木伐採妨害予防請求事件	甲府地裁平成5年8月9日判決
111	除名無効確認等請求事件	東京地裁平成5年6月24日判決
112	預託金請求控訴事件	東京高裁平成5年5月31日判決
113	株券引渡等請求事件	東京地裁平成5年4月23日判決
114	文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件	東京高裁平成5年3月31日判決
115	不正競争行為差止等請求事件	名古屋地裁平成5年1月29日判決
116	不作為違法確認等請求事件	大阪地裁平成4年8月26日判決
117	住居侵入、強盗殺人、現住建造物放火、強盗致傷、窃盗、建造物以外放火等被告事件	東京高裁平成4年7月29日判決
118	関税法違反被告事件 (東京税関税関輸入事件控訴審判決)	東京高裁平成4年7月13日判決
119	損害賠償請求事件 (豊田商法国家賠償等請求訴訟判決)	東京地裁平成4年4月22日判決
120	損害賠償請求事件 (河口湖増水訴訟判決)	甲府地裁平成4年4月20日判決
121	預託金請求事件	千葉地裁平成4年3月23日判決
122	外国裁判所判決の執行判決請求控訴事件	大阪高裁平成4年2月25日判決
123	懲戒処分無効確認、地位確認請求事件	最高裁平成4年1月23日第一小法廷判決
124	水保病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求事件 (水保病認定遅延損害賠償請求事件上告審判決)	最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決
125	外国裁判所判決の執行判決請求の訴事件	大阪地裁平成3年3月25日判決
126	損害賠償請求控訴事件	大阪高裁平成3年2月27日判決
127	債務不存在確認請求事件	東京地裁平成3年1月29日判決
128	損害賠償請求事件	東京地裁平成2年10月23日判決
129	損害賠償請求事件	名古屋地裁平成2年8月21日判決
130	損害賠償請求事件	山口地裁平成1年6月29日判決
131	債務不存在確認請求事件	東京地裁平成1年6月19日中間判決
132	損害賠償債務等不存在確認請求事件	東京地裁平成1年5月30日中間判決
133	損害賠償請求事件	東京地裁平成1年3月27日中間判決
134	家屋明渡等請求事件	最高裁昭和63年12月20日第三小法廷判決
135	過誤納金返還請求事件	東京地裁昭和63年12月20日判決
136	懲戒処分無効確認、地位確認請求事件	大阪高裁昭和63年9月22日判決
137	業務上過失致死、同傷害被告事件	福岡高裁昭和63年6月28日判決
138	損害賠償請求控訴・同附帯控訴事件 (藤原災害国家賠償請求事件控訴審判決)	高松高裁昭和63年1月22日判決
139	報酬金等請求事件	東京地裁昭和62年10月23日中間判決
140	遺骨引取妨害差止等本訴請求、祭祀主宰者確認反訴請求控訴事件	東京高裁昭和62年10月8日判決
141	所得税更正処分取消請求事件	東京地裁昭和62年9月16日判決
142	建物取去土地明渡等請求、所有権移転登記請求、建物取去土地明渡請求事件	東京地裁昭和62年8月28日判決
143	損害賠償請求事件	名古屋地裁昭和62年8月14日判決

判決文における「条理」の意味

添付資料（判例番号対応表－その4）

判例番号	事件名	判決年月日、裁判所名
144	損害賠償請求事件（アビオコ航空機事故損害賠償訴訟中間判決）	東京地裁昭和62年5月8日中間判決
145	親権者指定申立事件	東京家裁昭和62年4月27日審判
146	反論文掲載請求事件	最高裁昭和62年4月24日第二小法廷判決
147	懲戒処分無効確認、地位確認請求事件	京都地裁昭和62年2月19日判決
148	行政処分取消請求事件	大阪地裁昭和61年10月28日判決
149	損害賠償請求控訴、附帯控訴事件	札幌高裁昭和61年9月30日判決
150	職務執行停止代行者選任仮処分申請事件	東京地裁昭和61年8月1日決定
151	離婚等請求事件	広島地裁昭和61年1月30日判決
152	損害賠償請求控訴事件	札幌高裁昭和60年10月17日判決
153	親子関係不存在確認請求事件	大阪地裁昭和60年9月27日判決
154	<データベースに事件名の記載なし>	東京高裁昭和60年9月25日判決
155	損害賠償請求事件	札幌地裁昭和60年7月26日判決
156	損害賠償請求事件	大阪地裁昭和60年5月24日判決
157	業務上過失致死、同傷害被告事件	宇都宮地裁昭和60年5月15日判決
158	損害賠償請求事件（三笠小学校「いじめ」事件第一審判決）	浦和地裁昭和60年4月22日判決
159	会社取締役辞任確認等請求事件	千葉地裁昭和59年8月31日判決
160	行政処分（更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分）取消請求事件	東京地裁昭和59年7月19日判決
161	離婚請求事件、同反訴請求事件	札幌地裁昭和59年6月26日判決
162	損害賠償請求事件	東京地裁昭和59年3月27日中間判決
163	損害賠償請求控訴事件（カネミ油症事件控訴審判決）	福岡高裁昭和59年3月16日判決
164	損害賠償請求事件	東京地裁昭和59年2月15日判決
165	貸金請求控訴、同附帯控訴事件（日本シェーリング事件）	大阪高裁昭和58年8月31日判決
166	損害賠償請求事件	神戸地裁昭和58年3月30日判決
167	損害賠償請求事件	東京地裁昭和57年9月27日中間判決
168	国籍確認請求控訴事件（国籍法2条合憲判決の控訴審判決）	東京高裁昭和57年6月23日判決
169	国籍確認請求控訴事件	東京高裁昭和57年6月23日判決
170	親子関係不存在確認請求事件	浦和地裁昭和57年5月14日判決
171	遺産分割審判申立事件	長野家裁昭和57年3月12日審判
172	損害賠償請求事件（クロロキン薬害訴訟第一審判決）	東京地裁昭和57年2月1日判決
173	貸金返還請求事件	東京地裁昭和56年11月27日中間判決
174	株主総会決議取消請求併合事件	東京地裁昭和56年11月24日判決
175	慰養料請求事件	札幌地裁昭和56年11月16日判決
176	損害賠償請求上告事件	最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決
177	認知無効確認請求事件	東京地裁昭和56年10月9日判決
178	認知請求控訴事件	東京高裁昭和56年7月13日判決
179	重過失致死被告事件	札幌地裁昭和56年3月30日判決
180	<データベースに事件名の記載なし>	大阪地裁昭和56年3月27日判決
181	不正競争行為差止等請求本訴、損害賠償請求反訴事件	大阪地裁昭和55年7月15日判決
182	過失往來危険、業務上過失傷害事件	東京高裁昭和55年5月28日判決
183	代表役員地位確認等請求事件	最高裁昭和55年4月10日第一小法廷判決
184	財産分与審判に対する抗告事件	名古屋高裁昭和55年3月25日決定
185	従業員地位確認等請求事件（湯浅電池事件）	大阪地裁昭和54年12月24日判決
186	損害賠償請求控訴事件	名古屋高裁昭和54年11月12日判決
187	婚姻費用分担等申立事件	大阪家裁昭和54年11月5日審判
188	国家賠償請求事件	長野地裁昭和54年10月29日判決
189	管理理美容師設置義務不存在確認等請求事件	東京地裁昭和54年7月20日判決
190	損害賠償請求事件（静岡スモン訴訟第一審判決）	静岡地裁昭和54年7月19日判決
191	損害賠償請求事件	札幌地裁昭和54年5月10日判決
192	相続財産管理人選任事件	大阪家裁昭和54年3月26日審判

神戸法学年報 第23号 (2007)

添付資料 (判例番号対応表-その5)

判例番号	事件名	判決年月日、裁判所名
193	損害賠償請求、同反訴事件(宇石全日空機・自衛隊機衝突事件民事第一審判決)	東京地裁昭和53年9月20日判決
194	損害賠償請求控訴事件	東京高裁昭和53年7月18日判決
195	損害賠償請求控訴事件	大阪高裁昭和53年3月30日判決
196	損害賠償請求事件(カネミ油症事件小倉支部第一審判決)	福岡地裁昭和53年3月10日判決
197	反論文掲載請求訴訟事件(サンケイ新聞意見広告に対する反論文掲載請求事件第一審判決)	東京地裁昭和52年7月13日判決
198	名の変更許可申立事件	大阪家裁昭和52年3月31日審判
199	離婚等請求事件	甲府地裁昭和51年10月29日判決
200	鉱業権設定許可処分取消請求控訴事件	東京高裁昭和51年4月28日判決
201	土地所有権持分移転登記等請求事件	東京地裁昭和50年12月25日判決
202	損害賠償請求上告事件	最高裁昭和50年11月28日第三小法廷判決
203	損害賠償請求事件	山口地裁昭和50年5月26日判決
204	養子縁組許可申立事件	京都家裁昭和50年3月10日審判
205	財産分与申立事件	大阪家裁昭和50年1月31日審判
206	親子関係不存在確認請求事件	千葉地裁昭和49年12月25日判決
207	相続財産処分申立事件	名古屋高裁昭和49年11月30日決定
208	損害賠償請求事件	東京地裁昭和49年7月24日中間判決
209	認知事件	札幌家裁昭和49年7月23日審判
210	親子関係不存在確認事件	名古屋家裁昭和49年7月8日審判
211	自動車損害賠償責任保険金請求事件	福岡地裁昭和48年12月18日判決
212	損害賠償請求事件(拓大リンチ死亡損害賠償事件第一審判決)	東京地裁昭和48年8月29日判決
213	損害賠償請求控訴事件(芦別国家賠償請求事件控訴審判決)	札幌高裁昭和48年8月10日判決
214	チョッ水保病補償請求関連傷害事件	東京地裁昭和48年6月6日決定
215	損害賠償請求事件	神戸地裁昭和48年4月10日判決
216	保護責任者遺棄、道路交通法違反被告事件	東京地裁昭和48年3月9日判決
217	損害賠償請求事件	新潟地裁昭和47年11月30日判決
218	所有権移転登記手続請求事件	横浜地裁昭和47年10月17日判決
219	執行判決請求事件	東京地裁昭和47年5月2日判決
220	住居侵入、公務執行妨害各被告事件(全日自労夕張支部事件控訴審判決)	札幌高裁昭和46年6月7日判決
221	補償金並に損害賠償請求控訴事件	仙台高裁昭和46年4月28日判決
222	鉱業権設定許可処分取消請求事件	東京地裁昭和46年4月7日判決
223	離婚等請求事件	静岡地裁昭和46年2月12日判決
224	不作為の違法確認等請求事件	神戸地裁昭和45年9月8日判決
225	損害賠償請求控訴事件(松川国家賠償請求事件)	東京高裁昭和45年8月1日判決
226	扶助料返還請求控訴事件	高松高裁昭和45年4月24日判決
227	地位保全等仮処分申請事件(旭硝子事件)	横浜地裁昭和45年3月23日決定
228	名の変更申立事件	名古屋家裁昭和44年12月1日審判
229	水利権確認等請求事件	新潟地裁昭和44年9月22日判決
230	雇傭関係存在確認請求事件	東京地裁昭和44年8月12日判決
231	法人税申告期限延長承認申請却下処分無効確認請求事件	岡山地裁昭和44年7月24日判決
232	所有権移転登記等請求事件	大阪地裁昭和44年1月23日判決
233	認知請求事件	神戸地裁昭和43年12月25日判決
234	損失賠償金増額請求控訴事件	東京高裁昭和43年12月21日判決
235	謝罪文配付請求事件、謝罪広告反訴請求事件	京都簡裁昭和43年8月26日判決
236	代表役員地位確認等請求事件	静岡地裁昭和43年7月3日判決
237	損害賠償等請求事件	大阪地裁昭和43年1月29日判決
238	損害賠償請求事件	東京地裁昭和42年10月17日判決
239	監禁、暴力行為等処罰に関する法律違反、住居侵入被告事件	高松高裁昭和42年7月18日判決
240	認知請求事件	横浜地裁昭和41年12月22日判決
241	交通事故による損害賠償請求事件	東京地裁昭和41年11月16日判決

判決文における「条理」の意味

添付資料（判例番号対応表－その6）

判例番号	事件名	判決年月日、裁判所名
242	損害賠償請求訴訟事件	東京地裁昭和41年3月28日判決
243	遺言無効確認等請求事件	函館地裁昭和41年3月10日判決
244	親子関係不存在確認訴訟事件	東京地裁昭和41年1月13日判決
245	子の監護に関する審判事件の審判に対する即時抗告事件	東京高裁昭和40年12月8日決定
246	所得税法違反被告事件	最高裁昭和40年11月11日第一小法廷判決
247	地位保全仮処分申請事件（順天堂病院懲戒解雇事件）	東京地裁昭和40年11月10日判決
248	親子関係不存在確認事件	東京家裁昭和40年4月19日審判
249	損害賠償請求事件	大阪地裁昭和40年4月2日判決
250	懲戒処分取消等請求事件（大宮市長事件）	浦和地裁昭和40年3月24日判決
251	所得税法違反被告事件	札幌高裁昭和39年12月10日判決
252	親子関係不存在確認請求事件	大阪地裁昭和39年10月9日判決
253	所得税法および法人税法違反被告事件	最高裁昭和39年9月17日第一小法廷判決
254	労働委員会命令取消請求上告事件（青山信愛会事件）	最高裁昭和39年8月4日第三小法廷判決
255	所得税法違反被告事件	最高裁昭和39年6月30日第三小法廷判決
256	貸金請求事件（丸島水門ロック・アウト事件）	大阪地裁昭和39年5月16日判決
257	認知請求事件	大阪地裁昭和39年3月17日判決
258	建物取去土地明渡請求控訴事件	東京高裁昭和39年3月16日判決
259	離婚請求事件	東京地裁昭和38年9月6日判決
260	遺産分割事件	仙台家裁昭和38年5月1日審判
261	離婚請求訴訟事件	横浜地裁昭和38年4月26日判決
262	業務上過失傷害同致死被告事件	最高裁昭和37年12月28日第二小法廷決定
263	認知請求事件	東京地裁昭和37年10月25日判決
264	養子縁組許可申立事件	大阪家裁昭和37年8月22日審判
265	所得税法違反被告事件	最高裁昭和37年6月29日判決
266	認知請求調停事件	浦和家裁昭和37年6月5日審判
267	土地売戻請求控訴事件	山口地裁昭和37年3月20日判決
268	法人税法違反被告事件	東京地裁昭和36年12月27日判決
269	後見人選任申立事件	浦和家裁昭和36年8月31日審判
270	窃盗被告事件	名古屋高裁昭和36年5月16日判決
271	所得税法違反被告事件	広島高裁昭和36年4月28日判決
272	物品引渡等請求事件	福岡地裁昭和36年3月23日判決
273	傷害被告事件（人世争議事件）	東京地裁昭和36年1月16日判決
274	損害賠償請求上告事件	最高裁昭和35年10月10日大法廷判決
275	懲戒処分取消同承認取消請求控訴事件	東京高裁昭和35年9月21日判決
276	相続限定承認申述事件	神戸家裁昭和35年9月14日審判
277	物件引渡請求事件	神戸地裁昭和34年10月6日判決
278	認知無効確認調停事件	宇都宮家裁昭和34年8月10日審判
279	外国人登録法違反被告事件	東京高裁昭和34年8月8日判決
280	道路交通取締法違反被告事件	東京高裁昭和34年6月16日判決
281	所得税法違反被告事件（「共栄企業組合事件」控訴審判決）	福岡高裁昭和34年3月31日判決
282	業務上過失傷害被告事件	名古屋高裁昭和34年3月30日判決
283	農地買収処分無効確認請求事件	金沢地裁昭和34年3月20日判決
284	損害賠償請求事件	東京地裁昭和33年9月27日判決
285	所得税法違反被告事件	広島地裁昭和33年9月1日判決
286	離婚請求事件	東京地裁昭和33年8月12日判決
287	仮処分異議申立事件（旭川小型タクシー労働組合事件）	旭川地裁昭和33年3月28日判決
288	離婚請求事件	福岡地裁昭和33年1月14日判決
289	離婚請求事件	東京高裁昭和32年11月30日判決
290	レコード使用禁止等請求事件	札幌地裁昭和32年11月29日判決
291	業務上過失致死傷等被告事件	大阪高裁昭和32年3月30日判決
292	損害賠償請求事件	東京地裁昭和32年3月22日判決

神戸法学年報 第23号 (2007)

添付資料 (判例番号対応表-その7)

判例番号	事件名	判決年月日、裁判所名
293	所得税法違反被告事件	福岡地裁昭和32年2月4日判決
294	詐欺被告事件	東京高裁昭和31年12月27日判決
295	認知無効確認調停事件	熊本家裁昭和31年12月24日審判
296	離婚請求事件	名古屋地裁昭和31年11月28日判決
297	離婚事件	大阪地裁昭和31年11月27日判決
298	仮処分申請事件 (新潟精神病院争議事件)	新潟地裁昭和31年8月10日決定
299	不当利得金等請求控訴事件	甲府地裁昭和31年5月29日判決
300	免職処分取消請求事件	大津地裁昭和31年5月15日判決
301	損害賠償請求事件	東京地裁昭和30年12月21日判決
302	離婚請求事件	神戸地裁昭和30年12月19日判決
303	離婚請求事件	広島地裁昭和30年9月23日判決
304	業務上過失傷害業務上過失致死被告事件	福岡高裁昭和30年8月30日判決
305	所得税審査決定等取消請求事件	熊本地裁昭和30年4月12日判決
306	教育公務員懲戒処分取消請求事件	東京地裁昭和29年8月30日判決
307	免職処分取消等請求事件	福島地裁昭和29年6月18日判決
308	<データベースに事件名の記載なし>	東京家裁昭和29年5月31日審判
309	離婚請求事件	名古屋地裁昭和29年5月29日判決
310	公職選挙法違反被告事件	東京高裁昭和29年5月13日判決
311	損害賠償請求事件	岐阜地裁昭和29年2月11日判決
312	行政処分取消請求事件 (和歌山労災保険審査会給付制限決定取消事件)	和歌山地裁昭和28年3月16日判決
313	銃砲刀剣等所持取締令違反被告事件	仙台高裁昭和27年12月27日決定
314	窃盗被告事件	仙台高裁昭和27年3月14日判決
315	威力業務妨害傷害占領目的損害行為処罰令違反被告事件	旭川地裁昭和27年3月10日判決
316	業務上過失致死被告事件	大阪高裁昭和26年12月10日判決
317	国有地売渡決定取消請求事件	松山地裁昭和26年4月26日判決
318	地方税県民税額変更請求事件	徳島地裁昭和26年3月14日判決
319	損害賠償請求事件	東京地裁昭和26年3月1日判決
320	行政処分取消請求事件	長崎地裁昭和26年1月30日判決
321	不動産取得税賦課決定取消請求事件	徳島地裁昭和25年11月8日判決
322	損害賠償請求事件	前橋地裁昭和25年8月24日判決
323	建物所有権確認債務不存在確認及損害賠償事件並に同上反訴事件	東京地裁昭和25年8月10日判決
324	町会議員除名議決取消請求事件	福島地裁昭和25年4月21日判決
325	町議会議決執行停止仮処分申請事件	金沢地裁昭和24年11月28日決定
326	毒物劇物営業取締法違反並業務上過失致死被告事件	東京高裁昭和24年10月14日判決
327	業務上過失致死有毒飲食物等取締令違反被告事件	最高裁昭和24年7月23日第二小法廷判決
328	業務妨害被告事件・名誉毀損被告事件 (旭化成工業事件)	宮崎地裁昭和24年7月20日判決
329	脅迫被告事件	最高裁昭和24年5月18日大法廷判決
330	利得金償還請求事件	大審院昭和14年10月26日判決
331	賃料請求事件	大審院昭和12年12月28日判決
332	業務上過失傷害業務上過失自動車転覆被告事件	大審院昭和9年6月22日判決
333	衆議員議員選挙法違反被告事件	大審院昭和5年7月4日判決
334	養子縁組無効確定請求事件	大審院昭和2年7月7日判決
335	業務上過失死傷業務上過失自動車破壊被告事件	大審院大正14年2月25日判決
336	損害賠償請求反訴事件	大審院大正12年1月27日判決
337	業務上過失致死ノ件	大審院大正7年4月10日判決
338	<データベースに事件名の記載なし>	大阪控訴院大正6年9月12日判決
339	貸金請求ノ件	大審院大正4年5月11日判決
340	土地明渡請求ノ件	大審院明治45年7月8日判決
341	<データベースに事件名の記載なし>	東京控訴院明治45年5月20日判決
342	賃借地増価額請求ノ件	大審院明治45年1月20日判決
343	償還金請求ノ件	大審院明治43年11月14日判決

判決文における「条理」の意味

添付資料（判例番号対応表－その8）

判例番号	事件名	判決年月日、裁判所名
344	料金増額請求ノ件	大審院明治42年3月26日判決
345	船舶救助報酬請求ノ件	大審院明治40年7月4日判決
346	損害要償ノ件	大審院明治37年6月24日判決
347	水車用水使用差止請求ノ件	大審院明治31年11月18日判決
348	水利妨害除去ノ件	大審院明治29年10月7日判決